

## 平成18年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

平成18年9月12日（火曜日）

### 議事日程

平成18年9月12日（火曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1 番	行 重 延 昭 君	2 番	原 田 洋 介 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	横 田 和 雄 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	藤 本 和 久 君
9 番	山 本 久 江 君	10 番	重 川 恭 年 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	木 村 一 彦 君
13 番	安 藤 二 郎 君	14 番	平 田 豊 民 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	藤 野 文 彦 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	伊 藤 央 君	20 番	松 村 学 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	大 村 崇 治 君
23 番	河 村 龍 夫 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	馬 野 昭 彦 君	26 番	深 田 慎 治 君
27 番	山 田 如 仙 君	28 番	中 司 実 君
29 番	田 中 健 次 君	30 番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
副収入役	内藤和行君	財務部長	中村隆君
総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、高砂議員、5番、斉藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願ひいたします。

これより質問に入ります。最初は7番、弘中議員。

〔7番 弘中 正俊君 登壇〕

7番（弘中 正俊君） 政友会の弘中でございます。通告に従い質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、市立図書館の移転に伴う運営充実と利用者のマナーについてお尋ねいたします。

御承知のとおり、新しく開館する市立図書館においては、防音対策なども十分配慮され

ていると思いますが、移転した意味が実感され、何よりも利用者が落ちついて読書できる環境と内容が望まれます。この点を含んで、新しい図書館への市民の期待が大きいだけに、その実現に努めていただきたいと思うと同時に、新しい図書館としての運営充実のための基本構想をお聞かせください。特に、学校図書館との連携についてどのような構想があたりでしょうか。

それとともに、最近の図書館利用者のマナーの悪さが問題になっております。図書の切り取り、図書への書き込み等、目に余るものがあるようですが、本市の図書館の現状と、それらへの対策をどのようにしておられるか、お尋ねいたします。

次に、読書による読解力の向上を図るための学校図書館の充実について質問いたします。

読書の習慣、文字・文化への関心は、成人だけの問題ではなく、幼少のころからの積み重ねによるものが大きいと言わなければなりません。また、読書への興味を引き出すことは豊かな心を習慣化することだと言われていたのですが、現今、子どもたちの活字離れが憂慮されています。これは、漫画、ビデオ、DVD等の映像文化の普及やゲームに影響される面が多いと思われます。最近では、携帯電話で手軽に文章を打ってメールはするが、文章を推敲して手紙などを書くことが少なくなっています。映像文化にはそれなりの有益さがありますが、想像力の衰退は否めない事実であろうと思われます。

御承知のとおり、OECD（経済協力開発機構）の学習到達度調査、読解の部において、2000年には8位に落ちていた日本は、2003年にはさらに14位まで順位を下げています。

また、最近では若者を中心とする言葉の混迷を憂慮されていますが、その背景として活字文化の衰退が指摘されています。読書離れが進み、美しい日本語の表現を伝える文学などが読まれなくなったこともあるのではないのでしょうか。読書による文字文化の習慣は、人類だけが持ち得る特権だと言われるように、幼いころから図書に親しむことの重要性は言うに及ばず、学校教育における読書指導は大切な分野だと思います。そういう意味で、図書室は心の保健室だとも言われ、読書による国語力を中心とする学力の向上には欠かせないものがあり、学習活動の基礎をなすものです。このような読書離れと読解能力の低下とは関係深いものがあると思いますが、どのように考えておられますか。

このことについて、2001年に国は子どもの読書活動推進に関する法律の制定を行い、2002年には子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、さらに2003年度には学校図書館法が改正されましたが、2005年には「文字・活字文化振興法」が制定され、「学校教育においては、読む力及び書く力とその基礎をなす言語能力を涵養すべく、図書館・教育機関が体制を整備する努力を求めている。そのため市町村は、

公立の図書館を整備充実するとともに、学校教育における言語能力の養成のための学校図書館を整備充実すること」とうたっています。これを受けて、「ひょうごこども読書推進計画」のように市、教育委員会単位で策定しているところもありますが、本市においても、この機会に学校図書館のさらなる充実を図るための施策としての施設の整備、図書そのものの充実、そして学校司書教諭の完全配置と研修による指導の充実等が不可欠だと思いますが、その現状についてお聞かせください。

また、これまで補助金であった学校図書費が地方交付税に移管されて、現場に回ってくる費用が減額されている現状です。そのためか、全国連合小学校長会の標準法委員会の調査資料によりますと、司書教諭の配置は全国で8割以上がなされていると回答されていますが、それは定数内で学級担任が兼務しているのが大半であります。

また、全国図書館協議会のまとめによると、蔵書数が文部科学省の基準に達しているのは小・中学校で4割弱にとどまり、国の図書整備費に上乘せして予算化している自治体は全体の4分の1程度で、このような状態では図書館整備、読書指導が十分できるとは思えません。ぜひとも学校図書館基準に照らして有資格者の司書教諭を選任していただくとともに、専任・専門・正規の司書の配置をお願いしたいと思いますが、どのような計画を持っておられますか。

最後に、整備された学校図書館も、それを活用する指導計画等が樹立されなければ真に充実したものにはならないと思います。そのためにどのような促進対策が考えられているか、お尋ねいたします。

次に、農業政策についてお尋ねいたします。

市内の農地は間もなく黄金色に染まり、刈り取りの最盛期を迎えようとしています。しかし、その中のところどころに点々と雑草が生い茂ったところが目に入ってきます。これはいわゆる耕作放棄地で、市内ではかなりの面積があるのではないかと考えられます。このような状況が見えるようになったのは、今から35年前の昭和46年から米が過剰になったので、作付制限と転作による生産調整、いわゆる減反が行われるようになったことも原因の一つではなかるうかと考えております。

当初は転作が主であり、ほとんどの農地には何らかの作物が植えてあり、雑草が茂ったような農地は見受けられませんでした。豊作による過剰生産の影響もあり、その後、転作率、減反率が35%を超えております。現在では面積配分から数量調整方式に変わり、転作率もますます厳しくなっておるように聞いております。それに加え、農業従事者の高齢化や減少、また後継者不足もあり、雑草が茂った耕作放棄地が多く見受けられるようになり、これからも増加するのは間違いないものと思われれます。

ある農家の方の話によりますと、雑草が茂った耕作放棄地は病害虫の発生源となり、周辺農地の耕作者は大変な迷惑をしているとのことでした。このような状況は、市当局は既に御承知のことと拝察いたしますが、今年3月に発表されました第三次防府市総合計画後期基本計画によりますと、「耕作放棄地の増加に対応するための農作業受委託の推進などが必要となっています」と記述されているだけで、具体的な施策については述べられていませんが、耕作放棄地対策は農業行政の重要な課題の一つではないでしょうか。農林水産省も、耕作放棄地解消・発生防止対策を進めるため、昨年11月に各地方農政局あてに通達を出して、全国で約38万5,000ヘクタールある耕作放棄地の大幅な削減を目標にして施策を進めておられます。

また、今年の4月には農林水産省が耕作放棄地対策推進の手引きを作成されています。これとは別に、中国四国農政局の耕作放棄地解消対策プロジェクトチームがことし2月に、「よみがえる農地」と題して耕作放棄地対策について種々の方策を取りまとめておられますが、いずれも主に農地として利用することが前提となっており、耕作放棄地の地主は高齢や後継者が遠隔に在住のために、農地利用により耕作放棄地が解消するとは思われません。防府市は、これから耕作放棄地を解消するためにどのような取り組みと対策を考えておられるか、お尋ねいたします。

誠意ある前向きな御回答を期待いたしまして、以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 7番の弘中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、耕作放棄地の解消と対策についての御質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄地という用語でございますが、国が5年ごとに行っております農林業についての全国調査、農林業センサスでは、「過去1年以上作物を栽培せず、今後も耕作する考えのない土地」と定義されております。このセンサスの調査は平成17年に行われましたが、現在耕作に従事しておられる農家の耕作放棄地は219ヘクタールとなっております。市として憂慮しておりますのは、5年前の平成12年調査時の耕作放棄地の面積は133ヘクタールであったものが、5年間で64%増加していることでございます。ちなみに山口県の増加率の平均は12.5%で、本市の増加率は際立っております。

耕作放棄地の内訳を見てもみますと、30アール以上耕作するか農産物の販売価格が年間50万円以上の販売農家に分類されるグループでは、耕地面積に対する耕作放棄地の割合が7.6%にすぎませんが、30アール未満の耕作面積で農産物の販売価格が年間50万円未満の自給的農家に分類されるグループでは、耕作放棄地の割合が43.1%に達して

おります。

耕作放棄地が発生し、増加する要因としては、議員御指摘のとおり、農家の高齢化、後継者不足、また生産調整などが考えられます。先ほど申し上げましたセンサスによりますと、本市の農業経営者の64.7%が65歳以上の高齢者でございます。また、60.3%の農家で後継者がいないと回答を寄せられております。また、これらの調査結果から、今後5年間で約500戸の農家が離農し、その耕作面積は約250ヘクタールになるものと推計されます。

まず、耕作放棄地対策の原則でございますが、市としては耕作放棄地といえども農地であり、農地として復元し、農産物生産の一翼を担う土地として活用することを第一義的に追求してまいりたいと考えております。

こうした中で、耕作放棄地の対策でございますが、まず、耕作放棄地を発生させないために、高齢化した農家や後継者のいない農家の農地を耕作意欲の高い担い手農家や認定農業者等に集積していくことが重要だと考えております。そのために、農地の流動化や利用権設定事業を関係機関と連携しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地となっている土地の対策ですが、新たな制度である企業の農業参入に取り組みたいと考えております。企業の農業参入につきましては、今まで構造改革特区に限定されておりましたが、企業の持っている経営力や資金力を農業経営に生かす目的で、一定の制限のもとに平成17年9月より全国的に展開することとなりました。まず、市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に実施区域を定めます。その上で、実施区域内の遊休農地や遊休農地となるおそれのある農地について、市が実施主体となり、企業と協定を締結した上で農地を貸し付ける制度でございます。中国地方では14社の企業が、山口県では3社が既に参入し、一定の成果を上げているとお聞きしております。

企業の農業参入は、耕作放棄地の解消や農業に活力を与える意味からも極めて有効な手法であり、市としても企業と農家の橋渡しをしてまいりたいと考えております。

とはいえ、企業が参入の対象とするのは、採算性を重視することから、ある程度まとまった集团的農地になると思われれます。それ以外の不成形な農地や小規模な農地につきましては、市の農業公社が保全管理作業を受託する機能を有しており、昨年延べ82ヘクタールの農地の保全管理を行っております。今後も小規模農家を中心とした保全管理の要望にこたえ得るよう、引き続き努力をしてまいります。

もう一つの対策として、景観形成作物の作付推奨を行ってまいりたいと思います。

これは、休耕田や耕作放棄地に菜の花やレンゲ、コスモス等を作付けするものでございますが、耕作放棄地の解消のみならず、休耕田の農地性の維持、環境美化にも寄与するも

のと考えております。

さらに、指定された作物を作付けされますと、18年度ベースで10アール当たり5,000円、生産調整の補助金が2,000円、さらに、1ヘクタール以上の連担した農地になりますと5,000円が加算されて、合計1万2,000円の交付金となり、農家にとっては有益な制度だと考えております。

昨年は市内で280戸の農家が作付けをされましたが、市といたしましては農協とも連携して、この制度の活用を推進することにより、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育長、教育次長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） ありがとうございます。

今、御回答ありましたけれども、耕作放棄地の解消対策、要約すれば、1つは耕作放棄地をつくらないために担い手農家、認定農業者に農地を集積する。2つには企業の農業参入を推進する。3つには農業公社の完全管理機能を活用すると。4つには景観形成作物、菜の花、レンゲ、コスモス等の作付けを推奨するという事になるかと思います。

ここで、再質問させていただきます。

耕作放棄地が増えた要因の一つは、壇上で申しましたように減反によるものもありましたが、後継者あるいは後継予定者が遠隔地、都会に住んでおり、地主が自身では耕作できないためとか、後継者がいないために耕作放棄地となったものなど、いろいろなことが考えられます。

昨年の農林業センサスによりますと、山口県の耕作放棄地面積は7,569ヘクタールあり、耕作面積の17.3%になります。また、前回5年前より約1,200ヘクタールも増加しております。このうち、農家の耕作放棄地面積は3,859ヘクタールあり、前回、5年前の農林業センサスより484ヘクタール増加しており、1年に約100ヘクタール増えておりますが、防府市の状況はどのようになっているのですか。わかれば農業振興地域とそれ以外に分けてお答えいただきたいと思っております。

耕作放棄地の解消対策について御回答をただいまいただいたわけですが、担い手認定農家に農地の集積、農業公社の活用、景観作物の作付け、企業の参入の4点だったと思っておりますが、いずれにしても農地の持ち主が耕作放棄地を解消することになるわけですが、地主が高齢であったり、遠隔地におられたり所在が不明の場合はいかなさるのでしょうか。

また、昨年の農林業センサスによりますと、全国の耕作放棄地38万5,000ヘクタール、これは埼玉県や滋賀県の面積にほぼ同じのうち農地不在地主が所有する耕作放

棄地の割合は42%になるとあり、耕作放棄地の発生はこのような状況も原因の一つであると思われます。

全国農業会議所は、不在地主を対象に「田舎の農地管理相談事業」を始める。これは、不在地主の農地が耕作放棄地になりやすいので、これを防ぐのがねらいのようであるという新聞報道がありました。高齢の方であっても地主がおられれば解消に協力いただけるかとも思われますけれども、遠くにおられたり所在が不明のとき等は防府市はどのような対応をされようとしておられるのか、御回答をお願いいたします。

次に、ことし7月に宇部市が、昨年9月改正施行された農業経営基盤強化促進法の特定法人貸付事業を県内で初めて活用して耕作放棄地に新規に農業参入するという事で、市と会社が特定法人貸付事業の協定を結んだという報道がされております。先ほどの回答の中にも企業の農業参入ということがありましたけれども、宇部市と同じように農業経営基盤強化促進法を活用されるのでしょうか。あるいは別の制度を考えておられるのか、また現在、農業参入予定の企業があるのか、御回答いただきたいと思えます。

耕作放棄地はこれからも増えることが予想されますので、耕作放棄地解消対策の制度や施策を積極的に活用され、耕作放棄地の解消を推進されるようお願いいたします。耕作放棄地のままでは、害はあってもよいことは何事ありません。たとえ規模は小さくても、企業の導入により、周辺地域からの労働力の吸収と新卒者の就業場所にもなり、税収の増加も期待できるのではないのでしょうか。

以上のことについて再度お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、3点ほど御質問いただきましたので、順を追って御答弁申し上げたいと思えます。

まず、1点目の耕作放棄地が防府の場合どういった実情になっているのか、農振地域、わかれば市街化区域という御質問でございますけれども、現在、先ほど申しましたように、農業センサスの資料でございますけれども、耕作放棄地は市内では219ヘクタールでございます。しかし、このセンサスの調査も農振地域と市街化区域を区分して調査をしておりませんので、この219ヘクタールは農振地域と市街化区域を一緒に合わせた耕作放棄地の面積ということで御理解をいただきたいと思えます。

次に、2点目の不在地主の耕作放棄地の対策はどうかという御質問でございますけれども、現在、農業委員会におきまして農地パトロールということを各地区で展開しております。これは、農業委員によります耕作放棄地の調査を実施し、確認した農地を図面に記載していきまして、市全体の実態把握を行っているということでございます。



また、放棄されている耕作地の管理についてでございますけれども、市民から相談を受けますと農地の所有者等に対して直接、あるいは電話または文書による保全管理の要請を行っております。また、農地の所有者が市外在住であったり、例えば不明の場合等もあるわけですが、そういった場合はあらゆる手段、調査を行い、本人死亡の場合は相続人に保全管理等の要請を連絡する等のことで、そういった耕作放棄地の保全管理の処理ということに今、農業委員会の方では努めております。

また、耕作していない農地の所有者からの相談につきましては、地元農業委員の方を御紹介申し上げまして、貸借や売買等の契約のお世話を行ったり経営規模の拡大や農地の集約化という方向での取り組みを進めておる次第でございます。

最後の3点目の御質問でございます。

企業の農業参入についての件でございますけれども、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、市といたしましても、推進していく観点から、今後は農協や農業委員会、また農業公社等々含めまして連絡を密にしながら、農地を貸したい希望を持っている農家や遊休農地になるおそれのある農地、新規に参入希望を持っている企業等について情報収集しながら、希望に応じて的確な情報を提供できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） どうもありがとうございます。

今、御答弁の中にございましたけれども、いわゆる耕作放棄地の実態把握ということはおられるということでございました。これは農地のパトロールによる把握とか耕作放棄地の台帳の作成、耕作放棄地マップの作成、このようなことを今、全部、防府市なりのこと行っておられるのでしょうか。

それと、先ほど言われましたけれども、センサスの中には、いわゆる原野化している土地は含まれておられないのですか。そのところをお尋ねいたしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、農業委員会によります耕作放棄地の調査につきましては、まだまだ十分な面積を消化しているわけではございませんけれども、今徐々に進めている状況でございます。

それと、ちょっと2点目の御質問がよくわからなかったので、申しわけないんですが……。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） センサスの統計の中に原野化は除いてあるわけですね。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） センサスの調査では、原野化の、いわゆる昔農地であったという意味でだと思っただけなんですけれども、これは調査の対象面積には加わっておりません。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） 先ほど219ヘクタールということでしたが、原野化も含めると相当な耕作放棄地があるのではないかと、このように思いますし、ひとつそういうところの耕作放棄地の実態把握をよくつかんでいただいて、そして放棄地のマップの作成等していただいて、それから地主が不在のところをよく連絡して調整していただいて、耕作放棄地の解消に努めていただきたいと。費用等、もちろん必要であろうと思いますし、また関係機関との調整や協議も必要になると思いますけれども、所有者や農協が主体的になってということではなくて、市は何もしないということではなくて、やはり市も積極的にかかわって解消されることを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次に、読書による読解力の向上を図るための学校図書館の充実について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 次に、読書による読解力の向上を図るための学校図書館の充実についての御質問にお答えいたします。

まず、読書離れと読解能力の低下との関連についてお答えいたします。

「これからの時代に求められる国語力」と題され2004年2月に発表された文化審議会答申には、「読書の重要性」という項目が設けられております。その中では、「読書は国語力を形成している考える力、感じる力、想像する力、あらわす力、語の知識等のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものである」と述べられておりますが、読解能力はこれらの力によって構成されると考えられますので、読書は読解能力を育てる上での中核と言っても差し支えないと思います。したがって、議員御指摘のように、読書離れは読解能力の低下の大きな要因となっていると考えております。

2点目の学校図書館の諸整備の現状についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成5年3月に定められました学校図書館図書標準により、学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数が学級数に応じて示されております。この標準蔵書冊数に対する市内の各小・中学校の蔵書冊数を比較した充足率を見ますと、学校により差がありますが、小学校は平均で約79%、中学校では約67%となっております。学校図書館費の充実につきましては、市内小・中学校から例年増額要望があり、地方交付税措置の

算定基準に加え、学校割、児童・生徒数割などを加算した予算措置をしております。

3点目の学校図書館司書教諭の配置についてお答えいたします。

司書教諭については、学校図書館法の規定を受け、12学級以上の小学校12校、中学校5校のすべてに配置しております。11学級以下の学校においては、学校図書館法で「当分の間、司書教諭を置かないことができる」となっておりますので、学校図書館担当者を教職員組織の中に位置づけておりますが、その中で司書教諭資格を有する教員は、小学校1校、中学校4校にそれぞれ1名ずつおります。したがって、本市では小・中学校28校中22校で司書教諭資格者が学校図書館の運営に携わっていることとなります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、司書教諭は専任ではなく、一般教諭が兼務しており、週担当授業時数の3時間程度の軽減措置が図られているのみにとどまっているのが現状です。

こうした中、本市では平成15年度、16年度に国の緊急雇用補助事業を活用して学校図書館司書教諭補助員派遣事業を実施してまいりました。しかし、緊急雇用補助事業の終了に伴いまして事業を打ち切らざるを得ない状況となりましたことは御承知のとおりでございます。教育委員会としましては、学校図書館機能の充実に向けて、今後も引き続き学校図書館への司書や司書教諭の配置、あるいは司書教諭の専任化について山口県教育委員会に働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、学校図書館の活用促進に向けての対策についてお答えいたします。

先ほどの学校図書館の諸整備の現状について、また、学校図書館司書教諭の配置についての御質問でもお答えいたしましたように、今後も図書費の充実、学校図書館への司書や司書教諭の配置、司書教諭の専任化等の要望をしてまいりたいと考えております。また、各学校へは、司書教諭の発令と授業時数軽減措置の確実な励行について校長会等を通じて指導してまいりたいと考えております。

そのほかにも、各学校が独自に実施しております図書館ボランティアや読書活動ボランティアの活動を市内の学校へ紹介する場を設けたり、防府市教職員研究物募集への応募作品の中で優秀な成績をおさめました、読書活動の活性化をテーマにした論文執筆者を講師とした研修会を開催したりするなど、学校図書館の充実や読書活動活性化にかかわる指導や支援を充実してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長がお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

学力について、国語力と学力の低下について、2006年8月31日の毎日新聞に「読

書のすすめ どうすれば」と題して次のようなことが掲載されておりました。「今年4月、福岡市が初めて行った学力実態調査では、活字離れを如実に示す結果が出ている。1カ月に本（雑誌、漫画は除く）をほとんど読まない中学生は3割強。また小学生への「授業以外の1日の読書時間は」という質問では、「ほとんど読まない」と答えた小学校4年は25.3%、小学校6年は33.1%という結果になった。読書時間は学力にも反映している。中学校2年で月に本をほとんど読まないと答えた生徒の得点率は59.4%、4冊以上と答えた生徒が66.1%だった、そういう結果が出ている。国語だけではなく、ほかの教科でも影響が大きかったという。本を読む子は、学力との良好な相関関係を示す。学校現場は、読書の大切さを再認識している。どうすれば子どもは本を手にし、心豊かに育つのか、新たな試みが始まっている」と。これは、福岡で学力実態調査を行われた結果であると。やはり読書離れと学力低下は関係があるなど、そういうような感じがするわけでございます。

次に、学校図書館、司書教諭の配置についてですけれども、2003年以降、12学級以上の学校に司書教諭が配置されることによって、学校図書館の職員配置は大別すれば6つのパターンがあると思うんです。1つには司書教諭と司書がいる学校と。2つ目には司書教諭とボランティア。3つ目には司書教諭のみの学校。4つ目には司書とボランティア。5つ目には司書のみの学校。6つ目には司書も司書教諭もない学校、この6パターンであろうと思います。

防府市では、私の調べたところでは司書教諭のみの学校は小学校で12校、中学校で5校と。司書も司書教諭もない学校は小学校で5校、中学校で6校。司書教諭は12学級以上の学校すべて発令されておりますと、そういうように私は調査したわけですが、先ほど御回答ありましたけれども、平成15年度、16年度に緊急雇用対策の費用として、平成15年度では3人、平成16年度には7人の司書教諭補助員ですね。だから、司書資格保有者を市で雇用して市内の学校を巡回してもらいましたということです。大変好評だったのですが、緊急雇用対策の終了に伴い、財源がないため、平成17年度から配置ができない状況となっております。それを補うために、校長会等で各学校に学校図書館ボランティアの立ち上げなど呼びかけているところです。なお、市内の小学校2校、中学校1校で、PTA財源により学校独自で学校図書館の補助員を配置しています。これが防府の現状ではないかと思うわけです。

現場では、確かに小・中12学級以上で司書教諭が配置されております。だけど、ほとんど担任とか授業を持って、それに専任で携わるといことがほとんどできていないというような状況だと思います。そこでボランティアの方をということで、ボランティアの方は

整理とかしておられますけれども、これは司書という資格を持っておられないと。だから各学校に司書教諭と、そして専任の司書、それとそれを助けるボランティアの方、そういう方がおられれば非常に図書館活用として素晴らしいものではないのだろうか、こういうように思うわけです。

とにかく現場の方は、図書の貸し出しというのを校務分掌で担任の図書の先生と、それから児童生徒の図書委員と、そのぐらい行っておるという状態で、昼の時間と中休みと、そのぐらいで行っておる。放課後は全然行っておらないと。そういうような状態では、そして図書室と、それから準備室もあるところがあります。だけど、ないところもあります。ですから、現状においては私は図書館活動というのは余りできていないんじゃないかと、このような感じもするわけでございます。

時間はまだありますけれども、次のようなことを言っただけでは教育長さんには釈迦に説法になるかと思えますけれども、「夢を追いつけた学校司書の四十年」の著者五十嵐絹子先生によれば、「司書教諭は、図書館を活用した授業への指導・支援を中心に、教育の質を高めるための図書館活用を学校全体に広げ、指導するリーダーとしての任務を持ち、経営的・教育指導的活動を中心的に担当します。一方、学校司書は、使える図書館をつくり、読書活動を支え、広報活動やレファレンスサービスなど図書館に常駐して児童・教師の日常の利用サービスを行い、資料のスペシャリストとして、技術的活動・奉仕的活動を中心的活動とします。それぞれの専門性からお互いが学び合い、学校全体に図書館活用教育を広げることで、素晴らしい教育を実現できるのではないかと思います」と、こういうことを言っておられます。「学校には司書教諭と図書主任と学校司書の協働体制が大切である」と、このように言っておられるわけですが、防府市はそのような体制になっておりませんので、先ほど言われましたけれども、努力していただきたいんです。

市独自の財源でもいいですけれども、補助員、図書司書を配置していただきたいと、このように思うんです。再度、確認のために教育長さんにお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 大変に本市の状態を詳しく御存じでございまして、こちらの方から御回答を申し上げることはございませんが、今、御指摘いただきましたように、司書教諭あるいは司書の配置、これは我々も非常に願っているところでございます。特に、司書の配置までは難しいにしても、やはり司書教諭が専任化していくということによって司書の仕事もできる、そうすれば図書の管理を含めて、読書指導もあわせてできるというメリットがありますので、この職員の配置は県の教育委員会の範疇に入りますので、引き続き強く要望してまいりたいと思っております。

なお、補助員につきましては、緊急雇用で合計で一番多いときは7名の方を雇用したわけですが、各学校とも大変に好評でございまして、図書の管理、いろいろな図書室の運営あるいは読書指導にわたりまして大変に効果を上げられましたので、我々としては引き続き配置をお願いしたいわけですが、なかなか市全体の財政の中で厳しいものがありますので、現状は今、これ以上に大きな課題でありますLDとかあるいはADHD、高機能自閉症等々、多動傾向にある子どもたちの普通学級での安心・安全の確保、あるいは授業が確保できるという方向の補助員を配置していただくことを第一義に考えております。もちろん、だから図書館関係に係ります補助員も引き続いて要望してまいりますけれども、市全体の中での重要性を勘案していただきながら、また担当部局との相談の中で話を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） では、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は市立図書館の移転に伴う運営充実と利用者のマナーについて。教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 市立図書館の移転に伴う運営充実と利用者のマナーについての御質問にお答えいたします。

最初に、新図書館においてさらに充実した運営を実践していくための基本的な方策の概要を御説明いたします。

ルルサス防府3階に移転します防府図書館は、ことし11月1日にオープンする予定でございます。市民の皆様の大きな期待が寄せられている新図書館の運営につきましては、議員のおっしゃるように、これまで以上に充実した内容でなければならないと考えております。だれもが等しく学べる豊かな資料と機能を持つ図書館を目指し、現在開館準備を行っておりますのでございます。

新図書館の館内は、旧図書館に比べ防音性に優れており、外部の騒音がほとんど聞こえてこない非常に静かな読書環境を有しております。また、今まで以上に障害者や高齢者に優しい図書館であることを念頭に置き、書架の高さを低く抑え、書架間の通路幅は、車いすの人と立って本を見ている人とが余裕を持ってすれ違えるよう、どこも広くゆったりとっております。

蔵書収蔵能力は40万冊で、開架スペースに15万冊、閉架書庫に25万冊収蔵可能となっております。ちなみに旧図書館の収蔵能力は17万冊でしたが、実際には年々増加し続けており、開架スペースに約11万冊、閉架書庫に約19万冊を所蔵しておりました。新図書館は、新たに購入する資料を含めて約32万冊でスタートしますが、開架スペースに

は約15万冊の資料を並べる予定で準備いたしております。

今年度は、善意の寄附金も含めて昨年度の約1.5倍の資料費がございます。当初予算は、視聴覚資料も含めた図書購入費が3,200万円、新聞・雑誌類の購入費が415万円ございますので、新図書館開館に合わせ、新刊図書及び雑誌類の質、量両面にわたる充実に向けて準備を進めております。

また、子どもたちの読書活動を推進していくために、新たにヤング図書コーナー、親子読書コーナーも設け、良書をより多くそろえるために文庫本コーナーも新設いたします。さらに、利用者がより使いやすいときにあいている図書館であるべきだという観点から、開館日の増加、開館時間の延長もいたします。

開館日につきましては、従来、祝日を休館しておりましたが、利用者の利便性を考慮して、新図書館におきましては祝日も開館いたします。なお、毎週の休館日は、これまでの月曜日から火曜日に変更いたします。開館時間につきましては、平日は従来の9時から18時までを9時半から19時までに、土曜日、日曜日は9時から17時までを9時半から17時30分までに変更し、祝日も9時30分から17時30分までとなります。そのほかのサービス業務につきましても、より多くの市民に親しまれ愛される図書館であり続けることを願い、その充実さらに努めていく所存でございます。

次に、学校図書館との連携を図るための構想についての御質問にお答えをいたします。

学校図書館との連携につきましては、現在、貸出文庫という団体貸出のサービスを実施いたしておりますが、学校図書館の資料不足を補い、子どもたちの読書活動を推進していくためには、団体貸出だけでは十分な効果が上がりません。

この貸出文庫にかわる施策として、図書館ネットワークシステムの導入という構想を持っております。これは、防府図書館を核として、市内の小・中学校図書館や公民館地域文庫をコンピュータのネットワークシステムで結ぶことにより、どこの小・中学校、どこの公民館からでも防府図書館所蔵資料及び各小・中学校図書館所蔵資料の検索、予約、貸出、返却などの業務が可能となるものでございます。これにより、防府図書館と市内小・中学校図書館の全資料の共有化が図られ、資料の有効活用、学校図書館の整備充実、子どもの読書活動推進等に多大な効果をもたらすことが期待されます。

第三次防府市総合計画後期基本計画にありますように、防府図書館と学校図書館、公民館、地域文庫の間のネットワークの構築を図る図書館ネットワークシステムの導入に向けた検討をしていきたいと考えております。

続きまして、図書の切り取り、書き込み等、利用者のマナー悪化への対策についての御質問にお答えをいたします。

テレビなどでも報道されていますように、どこの図書館においても資料の切り取り、書き込み等の汚損及び盗難に、多かれ少なかれ頭を悩ませているのが実情でございます。当館においても例外ではございません。

資料の切り取りや書き込み等につきましては、返却時におけるチェックを今後も引き続き行っていくことにより、防止したいと考えております。また、新図書館におきましては、資料に装着した磁気タグに反応するパネルゲートを出入り口に設置して、無断持ち出しを防止するためのシステムを導入いたします。これにより、資料が誤って持ち出されたり盗難に遭ったりすることを大幅に防げるものと考えております。

利用者の人権を侵害することのないよう配慮しながら、これらの作業や設備の導入を行うとともに、教育委員会といたしましては、学校教育において、子どもの時から図書館利用のマナーが身につくよう、日常的な指導をしてまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 7番。

7番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

時間がないのでございまして、市立図書館については、生涯学習の拠点として、さらには情報化社会の拠点として、新図書館がにぎわいのある市街地再生のための広場になるように要望いたします。

2に関しましては、市の図書館と学校を結ぶネットワーク、これを早期に実現していただくように努力していただきたいと。また、3につきましては、マナーの悪化がありますけれども、いろいろと手を尽くして抑制するということを考えて運営していただければと、このように要望いたしまして、私のこの項に対する全質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で7番、弘中議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、3番、河杉議員。

〔3番 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） 六日会の河杉でございます。通告に従いまして質問させていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願い申し上げます。

今回は、ごみ焼却施設の整備計画についてお伺いいたします。

防府市のごみの排出量は、生活様式の多様化や産業構造の変化に伴い、焼却場の搬入実績を見てみますと、一時減少傾向にありましたが、ここ一、二年増加してきております。なお一層のごみの減量化と適正な処理が今後の課題となっております。

平成9年には容器包装リサイクル法が施行され、また平成12年には循環型社会形成推進基本法が施行され、資源の再利用の取り組みやごみの減量化への取り組みが急務となっ



てきております。現在のクリーンセンターのごみ焼却施設は昭和57年に、また破碎施設は昭和54年に建設され、既に20数年が経過し、老朽化が進んできております。平成11年、12年には、ダイオキシンの削減対策として改造工事を実施するなど、施設の維持、管理には毎年かなりの費用を講じながら延命策をとってまいりました。このことから、早急な新しいごみ処理施設の建設が必要となってきました。

御存じのように、平成17年より施設整備国庫補助金制度が廃止され、循環型社会形成推進交付金制度に移行されました。この要綱を見ますと、交付金を受けるには循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境大臣に提出しなければならないとあります。その内容は、地域の循環型社会を形成するための基本的な事項、循環型社会形成推進のための現状と目標、施設の内容、交付期間における各交付対象事業の概算事業費、交付期間、計画のフォローアップと事後評価など、かなり具体化された内容であります。市では、ごみ焼却施設、今は熱回収施設というらしいですけれども、破碎施設など新しいクリーンセンターの建設に向け、庁内に廃棄物処理建設協議会を設置し、検討・協議されております。多くの市民は、スポーツアリーナの建設とあわせて、この大型プロジェクトに大きな関心を寄せているところでございます。

そこで、質問ですが、まず第1点目として、建設に当たっては、ごみ資源の減量化や再利用、また環境に配慮した施設でなければならないと思いますが、新しい処理施設建設に伴う基本的な方針をお伺いします。

次に、第2点目ですが、建設に向けての今後のスケジュールはどのようになっているのか、お聞かせください。

次に、第3点目として、附帯施設でございますが、交付金を受けるには、焼却場から排出される余熱を利用した施設を建設しなければなりません。他市の例を見ますと、発電施設、また市民向けでは、温水プールやトレーニングジムを完備した施設などが多いようですが、どのようにお考えですか。私は、市民の健康福祉や健康増進、またレクリエーションという観点から、温水プールもいいのではないかと考えております。

御存じのように、介護保険制度が始まって以来、要介護認定者は毎年右肩上がりが増えてきております。介護保険の費用も増大の一途をたどっております。しかしながら、要介護認定者の約半数は要支援、要介護1の軽度者でございます。そこで国は、平成18年より介護保険制度を新たに見直しし、軽度者の方ができる限り要支援、要介護状態にならない、また重度化しないよう、介護予防を重視したシステムを目指ようになってきております。軽度者は、骨折や関節疾患などにより生活機能が低下していく状態にある方や、その可能性が高い方が特徴で、適切なサービス利用によって状態の維持、改善がなされる

と思います。また、高齢者の健康を増進する意味でも、プールでの水泳、歩行はより効果的であるとされております。強いては介護保険利用者の減少にもつながると思います。

また、毎年約2万人が利用する市民プールにおいても老朽化が進み、早急なる改善が必要となってきております。これらのことから、市民の余暇利用と健康をはぐくんでいくという観点から、温水プールやトレーニングジムを完備した健康増進センターというのもよいのではないかとと思いますが、いかがお考えですか。

また、以前より要望もありましたリサイクルセンターについても、現在どのようにお考えなのか、お聞かせください。

最後に、第4点目として、建設における手法ですが、新しい焼却施設やリサイクルセンター建設に要する全体事業費は百数十億円になるかと思われれます。かなりの経費負担となり、財政を圧迫することが予想されます。そこで、民間活力を利用したPFI方式を導入してはいかがでしょうか。

御存じのように、PFI方式は、施設の設計、建設、管理及び資金調達など民間のノウハウを活用し、効率よく、より効果的に実施する手法でございます。平成11年にPFI法が施行されて以来、多くの自治体がさまざまな分野に取り入れています。本市におきましても、今9月議会において、スポーツアリーナ建設に向けPFI導入可能性調査の委託料を計上するなど、PFI方式の活用を既に検討されておられますが、この新しい処理施設については廃棄物処理建設協議会において、どのように検討・協議されているのか、お伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 3番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 焼却場の建設についての御質問にお答えいたします。

本年度、クリーンセンターに廃棄物処理施設建設準備室を設置し、現在、ごみの中間処理施設の建設に関する計画の立案業務を進めているところでございます。

御質問の件につきましては、検討中の事項ではありますが、それぞれ現時点における基本的な考え方についてお答えをいたします。

まず、施設建設の基本方針についてでございます。

御承知のとおり、現在のごみ焼却施設及び破碎処理施設は老朽化が進んできており、施設の更新が求められているところでございます。基本方針といたしましては、循環型社会の形成を推進する観点を踏まえ、今後、これらの中間処理施設を一体的かつ有効に整備しようとするものでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、建設着工の前に必要不可欠な業務として生活環境影響調査があり、2年近くの期間を要します。この調査が平成20年度までに実施できるとしますと、平成21年度の建設着工が可能になります。工事期間につきましては、本市が選択するごみ処理方式によりますが、おおむね3年程度と考えておりますので、竣工は平成23年度、供用開始は平成24年度になるという想定ができるところでございます。

なお、事業方式としてPFI等を導入する場合には、多少スケジュールがおくれる可能性があるものと考えております。

次に、附帯施設についてでございますが、新たな中間処理施設については、国の循環型社会形成推進交付金制度に添い、リサイクルの推進に必要な機能を備えることが求められております。ごみ焼却施設については、余熱の利用が可能な熱回収施設として整備する必要があります。現時点におきましては、基本的には発電を想定しているところでございます。

また、ごみ焼却場以外の施設でございますが、現在の破砕処理施設につきましては、ごみの選別と資源化が可能なリサイクルセンターとして整備していく必要があると考えております。

最後に、建設の手法についてでございますが、PFI方式では民間事業者に対して公共施設の設計、施工、維持管理、運営を包括的にゆだねていくこととなりますことから、一般的には直営方式よりも民間事業者のノウハウや創意工夫を引き出す余地が大きいとされております。また、事業の効率化や民間の資金の活用などが期待されております。

こうしたことから、新たな中間処理施設を整備していく上で、PFI方式の導入につきましては十分視野に入れながら現在検討しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございました。それでは、随時自席から質問をさせていただきたいと思っておりますが。

まず、1番目の処理施設建設の基本方針ですけれども、循環型社会の形成に沿った形で整備していくということでございます。焼却炉について現状をちょっとお伺いしたいんですけれども、現在、90トン2基の180トンで、ごみの排出量が平成15年が4万3,000トンで平成16年が4万7,000トン、以下大体平成12年から平成14年まで4万トンぐらいで推移して、大体4万4,000トン前後だろうと思っておりますけれども、現在、このごみの排出量からして180トンの処理能力はどのような状況なのか、お伺い

します。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 焼却施設の現状でございますけれども、今、議員御指摘のとおり、近年、平均4万4,000トン前後で推移をいたしております。現有施設そのものは、これも御指摘のとおり、90トンの2基を持っておりますが、この2基を定期的に点検等をするためにローテーション運転もしながら稼働させているところでございますけれども、ほぼ満杯状態ということが言えると思います。現時点で処理能力に余裕というものはない状況でございます、ほぼフル稼働かなと、このように考えておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） 現状は、とにかくいっぱいフル回転ということでございます。

そこで、昨日の質問でもありましたけれども、循環型社会形成の中においてごみの減量化ということを進めていかなければなりません。そこで、国及び県は、それぞれ減量化に伴う廃棄物処理法の基本方針の中で目標の数値を掲げておりますけれども、例えば排出量、リサイクル率、それから最終処分率です。現在、防府市において現状と、将来の削減における目標の数値を掲げていらっしゃるならお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） リサイクル率等のいわゆる目標ということでございます。最終的には、これは今計画を策定中でございます。その中で出すべきものでございますけれども、現時点におきまして私どもが一般的に想定しておりますものといたしまして、まず、排出量の削減目標といたしましては、現在、平成12年度を基準年度ということにいたして、仮に24年度に供用開始ができると仮定する、その年度には、今の12年度の基準数値から5%の削減をする必要があるのではないかなと。

それともう一つ、再生利用目標でございますが、これにつきましては、同じような理由によりまして、現在、17年度のリサイクル率が13%でございますけれども、これも平成24年度の完成年度においては24%以上に設置する必要があるであろうと。

それと、最終処分目標でございますけれども、これも平成17年度最終処分率、今16.3%でございますけれども、24年度、完成年度におきましてはこれを13%以下まで削減する必要があるであろうと思っております。

実は、これにつきましては、交付金制度の中で国の方が廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針というものをを出しております、今申し上げました数値はその基本方針の中で示されておるものでございます。当然

今から国等に申請をするものでございますので、この数値というものは頭の中に置いた上で計画をつくる必要があるであろうと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） 排出量で平成24年までに5%。それから、国のそういった数値の基準からすればリサイクル率24%。現在、最終処分10%。これ、排出量5%というのも現在徐々に増えている状況でございます。16年、15年は、例の大型台風がありましたので、その関係で若干増えたのかなという気はしておりますけれども、なかなか4万トン、4万3,000トン前後でずっと推移してきておりますので、これを5%から10%等々に削減するというのは少し難しいのかなと。リサイクル率を高めればそうなってくるのかなと、ちょっとは思っております。

今後、執行部、我々もそうですけれども、努力していかなければならないと思いますが、そこで、現在、焼却炉なんですけれども、昭和57年に建設されておりますが、ちょっと調べてみますと、当時の人口が約11万1,500人ぐらいですね。ごみの排出量が2万4,000トンなんです。このときに、いわゆる90トン2基の180トンを建設されておるわけです。現在に至っては、人口が約11万9,000人ですから、8,000人ぐらいふえているわけですね。しかしながら、排出量については57年の倍の4万四、五千トン、多いときには4万7,000トンぐらいということです。ですから、先ほど部長の答弁がありましたように、現在の炉が処理能力がいっぱいなのは至極当然の話かなと、このように思っております。

そこで、炉の大きさについてちょっとお伺いするんですけれども、例えば将来の処理人口、人口はそうそう変わりませんが、大きさについてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。例えばトン数を増やすのか、できれば将来的なことを考えれば増やした方がいいのではないかと思いますし、また、炉の延命、効率を考えれば、現状の2基よりも3基の方が、焼却の効率化を考えればいいのではないかなと、このように思いますが、いかがお考えですか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 焼却施設の大きさということでございますけれども、この焼却施設の規模につきましては、国の通知によりまして一定の算出方法が示されておりました。これによりまして、施設の規模は、ごみの排出量が増加基調にあるからといって単純に拡大できるということではどうもないようでございます。相当施設による減量効果を処理量に反映させながら、その処理量に見合ったハード施設を進めていくというのが国の考え方の方でございます。

目下、私ども、ごみの適正かつ安定的な処理という大前提を踏まえまして、施設整備にあわせて実施すべき減量化施策の内容あるいは効果について検討をすることによりまして、計画年間日平均処理量というもの、いわゆるその施設の大きさ、ごみの排出量というものを推計を今、内部で慎重に行っているところでございます。

ただ、その施設の大きさを考える上におきましては、今申し上げましたような国の算定方法、定量的な算定方法のほかに、現在、先ほど申しましたように、現行の施設のフル稼働、あるいはごみというのは増加する趨勢にあるという現実問題を踏まえまして物と考えましたときに、当然、今後ごみの減量化施策を積極的に推進してまいる所存ではございますけれども、私どもがごみの適正な処理、この使命を果たしていこうとするならば、やはり現行の180トンの処理能力を有する施設というのは新しい施設においてもおおむね確保されるべきではなかろうかなと、これは希望的観測でございますけれども、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） なかなか今、国の方針から考えると、できれば180トンを確認したいということですが、実は循環型社会形成推進の交付金の要綱の中を見ますと、もちろん交付金を受けるためには、先ほど申し上げたように市の地域計画を国に提出しなければなりません。その中で、調べると施設の内容ということで、発生の抑制と再利用の推進ということがうたわれていますけれども、炉の大きさ等についてはうたわれていないわけなんですね。しかしながら、ごみの減量化、再利用を推進するという観点からすれば、単純に考えれば大きくはできないのかなという気はしておったんですけれども、しかしながら現状を考えれば、この4万トンをずっと推移していくなれば少し増やした方がいいんじゃないかなという気はしておりますけれども、現状維持ということで、なお一層のごみの減量化を進めていけば、何とかもつという考え方だろうと思います。わかりました。

いずれにしても、循環型社会の形成が軸になれば、さっき言いましたようにごみの減量化、再利用を進めていかなければなりませんので、よろしくその辺のところもあわせて御検討していただければと思います。

それから、2点目のスケジュールについてですけれども、平成24年を目途に供用開始という答弁がございました。その間、環境影響調査が2年間かかるということですが、国へ提出する交付金の申請はいつごろになるのかということと、それから環境影響調査ということは、これは環境アセスだと思っておりますけれども、環境アセスは条例が必要だと思いますが、これはいつごろ予定されているのか、お伺いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 地域計画の策定のスケジュールでございますけれども、現在、PFI手法の導入などについて早急に詰めていこうとしているところでございます。したがって、現時点で確定したスケジュールというものはまだ検討中でございますので持っておりませんが、循環型社会形成推進地域計画につきましては、現時点におきましては、最短でございますけれども、平成19年度に国からの計画承認が得られるということを頭の中で想定しながら目下準備を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、生活環境影響調査における条例の制定でございますけれども、これは、今申し上げましたPFIの導入の是非、今検討中でございますけれども、あるいはその手法によってちょっと違うわけでございます。今の生活環境影響調査の条例、いわゆる私どもアセス条例と呼んでおりますけれども、これは事業主が環境調査をやるということになっておりまして、やる内容は同じなんでございますけれども、PFIの導入等によってこの条例が要らなくなる可能性もあります。市が事業主体としてこれを建設するとすれば、当然事前に生活環境影響調査に係る条例の制定を義務づけられております。

私ども、もし仮に最悪の状況で、市が事業主体となるということになれば、それを踏まえれば、今からのタイムスケジュール、そういったものを想定の中で来年の3月議会に上程する必要が出てくるであろうと、今のところその程度の考え方でおります。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） 最短で、例えばPFI、それから事業主体によって環境アセスが変わってくるということですが、そうすると、19年度に申請の認可がおりたいということになれば本年度中に申請するということになると思っておりますけれども、それは間違いはないですか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 先ほど申しましたように、目下、鋭意その辺の内容を詰めておるところでございます。現下において必ずということにはちょっとできませんけれども、私どもの頭の中では、できるだけそのようにしたいと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） いずれにしても、地域計画というのは、かなりの、先ほど言いました項目がございまして、どうもまだ検討中ということが多いようでございますけれども、平成24年、先ほど市長の答弁の中に、建設年月日は3年かかるということになれば、21、22、23年になろうかと思っておりますので、早急なるその辺の地域計画の策定

ということで考えていただければと、このように思います。

それから、次に3番目として附帯施設でございますけれども、私は市民の余暇の利用や健康増進、また介護予防という切り口から、温水プールでもいいんじゃないかなと実は思ったんですけれども、御存じのように防府は福祉都市宣言をしておりますよね。いわゆる市民の健康と福祉には力を注いでいきますよという意思表示なんですけど、こういった観点からもこのような施設でもよいのではないかなと思うんですけれども、協議会において温水プールについてはどのように検討・協議されたのか、お伺いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 今、私どもの方で、建設協議会の中の方では、まだこれも確定をしておるわけではございませんけれども、先ほど市長の答弁にもございましたように、余熱利用等につきましては基本的には発電を考えておるところでございます。

今、議員御提案の温水プールといった健康増進施設など、いわゆる市民向けの余熱利用ということにつきましては、これは体育施設としてのプール、そういったものとの関連、あるいは、今の御提言の福祉施設としてのあり方、こういったものをいろいろ検討する必要があると思いますので、今後、全庁的な視点からその必要性を含めて検討してまいりたいなと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） まだ若干の望みはあるという答弁のような気がしておりますけれども、一応発電施設ということで、確かに温水プール等々やれば建設費、また敷地、それからランニングコスト、水回りは結構金がかかると、こう言われますけれども、しかしながら、やはり福祉都市、いろいろな観点から、こういう施設もあってはいいのではないかなと、実は私は思っております。

一応発電施設を考えられていらっしゃるようですけれども、これはあくまでも仮にですけれども、現在クリーンセンター、光熱費が約1億円ぐらいですよ、全体にすれば。発電施設を建設した場合、大体どのくらいの効果が見込めるか試算されていますか。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） まだ今、国の方のいわゆる交付金制度に基づく発電施設の補助対象と申しますか、こういったものがいわゆる発電効率が10%以上ないとだめですよというようなものがあります。ただ、では、うちの今の4万4,000トンのごみを焼却する中でどの程度の発電施設、こういったものを置いて、それを効率的に国の基準に合うようにすればどの程度の電力が得られるのかと、そういう具体的なものにつきましてはまだ検討しておりませんが、今、議員が言われましたように、クリーンセンタ



ーにおける年間の電気料金というのは、あらましい数字ですけれども、約1億円程度はあるというのが実態でございます、つくるのであれば、できるだけそういったものは自前で発電できて自前で使えばいいかなと、そういった施設のシステムと申しますか、こういったものを、私どもの感覚とすればそういったシステムを期待しております。

いずれにしても、ではそれをやるために法外な費用がかかるようであれば、またその辺の規模というのも考えていかなければいけませんので、費用対効果、そういったものを含めて総合的に施設の検討をしていきたいと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） 費用対効果ということも言われています。確かに発電施設となれば1億円、幾ばくかの経費節減になれば市の財政も助かるわけでございますが、しかしながら、やはりせっかくつくるわけですから、市民にある程度還元するという意味でもいろいろ施設もいいのではないかなと、実はこのように思っております。

それから、リサイクルセンターを設置されるということでございますけれども、どの程度の規模、それから内容等々考えていらっしゃるのか、具体的に少しお願いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） リサイクルセンターのいわゆる機能と申しますか内容でございますが、基本的には、ごみの選別等を行うことによりますリサイクル、また不要品の補修、あるいは再生品の展示、そういったリユースでございます。こういった機能、さらには3Rの推進に向けました普及啓発、こういったものをこのリサイクルセンターの機能の柱として持たせたいなど、このように考えております。

ただ、具体的な詳細な部分につきましては、またこれも新たな分別収集品目の内容あるいは搬入基準の設定とか、そういったものとあわせて検討をするようにしております。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） このリサイクルセンターなんですけれども、今まで私どもも視察に行ったり、全国各地いろいろと見て回りました。やっどできるということで、いいんですが、中身なんですけれども、やはり一つは、多くの市民が集えて参加できるような拠点施設であってほしいと、実は思っているわけですよ。有名なのが、例えば吹田市は財団法人でリサイクルプラザということをして運営してまして、さまざまなイベント、事業等々をやっております。フリーマーケットもそこでやろうということで、市民にそういったごみの減量化や清掃事業に対する理解をもっと深めていこうと。それからリサイクルの進展をもっと深めていこうということで、実は多くやってらっしゃいます。

ですから、防府市もこれからだと思えます、中身については。しかしながら、ある程度

の規模を持った形のリサイクルセンターをつくり上げてほしいと、このように思います。

それから、用地のことですけれども、本年度と来年度で会社からいわゆる用地を取得されますけれども、広さは1万7,266平米ですね。現在の焼却場の施設は1万3,812平米で、破碎処理施設は4,270平米、合わせますと1万8,082平米でございます。新しい建設予定地は現在の敷地面積よりも若干小さくなっております。ここに新たないわゆる焼却施設、破碎処理施設、発電施設、それからリサイクルセンターを建設されるということですが、面積的には果たしてどうなのか。それぞれ配置を考えられた形でやられるかと思えますけれども、十分なのかお伺いします。

あわせて、建設後の跡地、新しい処理場ができれば今の現施設は壊されるわけですが、その利用方法は、具体的にはまだ考えられていないと思えますけれども、現行においてどのような方法が考えられるのか、お伺いします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 敷地面積についてでございます。

まず、敷地面積の確保につきましては、市民を含めた施設の利用者の安全性を確保し、また効率性、利便性を高めていくための前提条件となりますことから、平面配置計画及び動線計画を策定していく中で十分に検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、解体跡地の利用についてでございますが、議員御承知のとおり廃棄物処理施設、これは都市施設でございます。都市計画法の考え方からすれば、将来における施設建設予定地を含めた平面配置がされ、相応のスペースを確保するべきものとされております。解体跡地を含むこれらのスペースにつきましては、ストックヤードなど比較的耐用年数の短い構造物でありますとか施設内公園や駐車場などを設けることにより、可能な限りその有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） 用地は、いずれ建設に当たっては都市計画決定を打たねばいけませんけれども、現実問題として果たして少し足らぬのではないかなという気はせんではありませんが、しかしながら、確かにリサイクルセンターを建設すれば、先ほど申し上げたように、例えば多くの市民の参加、それから来ていただくことも非常に大事だと思います。そのためにはそれも含めた形の駐車場も必要だろうと。ですから、私も跡地等については、そういった駐車場とかストックヤード、ストックヤードがいいかどうかわかりませんが、市民が集うような、焼却場の隣でもいい環境だよという市民の集える憩いの

場所があるよということも示していただければなと。そうすれば、よりごみに対する市民の理解、環境に対する市民の理解もふえるのではないかなと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それから、最後の建設の手法ですけれども、現在 P F I 方式を含めた形で検討中ということですが、御存じのように、P F I の大きなメリットというのは民間のノウハウを活用することと事業費全体の費用が軽減できるということ、それから財政負担が平準化できるということが大きなメリットとされております。それを比較したものが、いわゆるバリューフォーマナー、V F M でございますけれども、この比率が高ければ高いほど財政負担が軽減されるということでございます。

何年か前に総務委員会で視察に行きました桑名市の図書館は V F M が 2 2 %。2 2 % といえはかなりの高率です。資料を見ますと、八尾市の学校給食センターが 3 3 % の V F M を出しておりました。かなりの効果だと思しますので、同じ P F I でも、まだ検討中だとは思いますが、それぞれパターンがございます。現在どのパターンが一番いいのかということはまだ検討中だと思しますが、お伺いいたします。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） P F I の手法についてのお尋ねでございます。

P F I につきましては、先ほど市長の方からも答弁を申し上げたところでございます。私どもも現在、P F I の導入を視野に入れて鋭意検討を行っておりましてでございますけれども、その具体的な手法につきましてはまだ確定に至っておりません。

いずれにいたしましても、その導入に当たりましては、P F I のメリットが十分引き出せる、その事業方式と申しますか、その方式を選択してまいりたいと、このように考えておるところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 3 番。

3 番（河杉 憲二君） 基本的には P F I を考えられていらっしゃると思はれますけれども、ここで地方自治経営学会というのが、民間でやった場合と公でやった場合の資料が出ております。これはちょっと古いんですけども、国の財政制度審議会制度改革歳出合理化特別部会で出された資料なんですけれども、ごみ焼却場の場合、やはり 7 6 % の効果があるよということを実は国も提示しております。スポーツセンターに至っては 7 2 %、そういうことでございます。それぞれ数字が出てはいますが、いずれにしても、財政面から見ると一番大きくウエートを占めるのが資金調達だと思います。私は、P F I を使う場合は、基本は民設民営が基本だと思っておりますけれども、民間で資金調達するよりも地方自治体が政府系金融機関などから調達した方が金利的には安いかなと。仮に 1 % 違

えば、100億円借りれば1億円違うわけですから。幾らか平準化されて年間負担となればその分も全部入ってきますので、その辺のところも十分考慮されると一番いいのではないかなと、このように思います。

それから、最後なんですけれども、少々気になることがあるんですが、これはちょっと財務部長にお伺いしようかなと思いますけれども、先日、財政見通しが出されまして、これを見ると市債の発行額が平成20年度から毎年伸びてきております。市債の発行額が、平成20年が39億1,900万円、21年が50億2,500万円、22年が54億500万円という、そういうことですが、これはスポーツアリーナ建設、また焼却場の建設に伴うものだと思いますけれども、一方、地方債残高の推移を見ますと、平成20年度は359億9,300万円、21年度が376億円、平成22年度が396億円なんですけれども、徐々に増えております。逆に起債制限比率が12.1から11.4と下がってきております。

単純によく考えると、ごみの焼却施設、先ほど市長の答弁にもありましたように百数十億円と言われておりますけれども、仮に120億円としまして、交付金が3分の1ですよ。あと残り80億円、95%の充当率としても約80億円は起債です。それから、スポーツアリーナが約40億円かかるとして、補助金は5億円、6億円ぐらいのものだと思います。あと35億円は起債もしくは基金の取り崩しだと思うんですが、そうすると2つを足せば単純に100億円を超えるわけなんです、地方債がですね。このスポーツアリーナが20年、21年、また焼却場が21年、22年、23年になると思いますけれども、この合計すれば100億円ほどの地方債残高の見通しは、これで395億円、これはこれで一番いいんですか。その辺のところをお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先日、収支見通しを御説明したところでございますけれども、その中に今申されましたごみ処理施設、それから市民体育館という2つの大きな事業、これを見積もっておるところでございます。

実は、私どもが非常にこれからの課題というふうに考えておりましたのは、当然ごみ処理施設等々開始の時期が近づいておりますので、いわゆる一般財源等々についても実収支を確保するというふうな気持ちもございましたし、また、市債の発行も極力抑制するという方向で進めてまいりました。

そこで、平成20年度あたりから、今、御指摘ございましたように市債発行とそれから公債費償還でございますが、これが逆転する状況は確かに出てまいります。ただ、それに対応するために市債の発行については抑制をしてきたわけですが、幸いそういう

状況の中で、実は平成23年度のこの事業等々が最終的に終了するわけでございますけれども、それまでに、実は過去発行いたしましたいわゆるし尿処理場や最終処分場、アスビラート、サイエンスパークだとかそういったもののいわゆる償還額、これがトータルで150億円ございます。そうしますと、これは公債費で14億5,000万円でございますけれども、そういったものがその間に終了する予定でございます。この間も説明の中でお話を申し上げたと思うんですが、大体起債残のピークは400億円ちょっとぐらい超えるんじゃないかなという状況でございます。そうしますと今、150億円については、実質的には300億円ぐらいのちょっとというふうな、そんな事業をやらないと仮定すればそういう状況にもなるかなというふうに思います。

したがって、今の状況下からすれば、起債制限比率についてもやはり13%前後ぐらいの状況にはいくと思うんですけれども、危険な状況には至らないという状況でございます。以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） わかりました。

今まで仮に借金して償還してきた特に高い金利のもの等々が平成二十二、三年で終わるよということですね。ですから、もしこの2つの事業をやらなければ、借金は300億円ぐらいだということだろうと思います。

それで少しは安心しておるわけでございますけれども、いずれにしても基金も取り崩しながらやっていかなければならないと思うわけなんですね。ですから、一番気になるのは、大型事業を2つして果たして財政はどうなるのだろうか。単独市政で進めていく上で、かなり起債も十分見ていかなければなりません。数字も見ていかなければなりませんので、単純に考えた場合に、2つ足したらこの数字が出てくることが少々、当初は不思議に思っておりました。

それから、確認なんですけれども、PFIを仮に民間でやった場合も、残高として、市債として市の方に数字は残るわけですか。これは債務負担になるかと思うんですけれども。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） PFIを導入いたしますと、いわゆる市債発行はいたしません。ただ、PFIの方法にはいろいろございまして、市で資金調達をする場合にはそのまま市債残高として残ってまいります。民間で資金調達をしていただければ、債務負担行為としてこれが残るわけでございます……。そういう状況でございます。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） わかりました。

いずれにしても、建設するにおいては財政的にも大丈夫だよということのあらわれだろうと思います。今まで行財政改革をした一つの成果でもあるという執行部の考えだろうと思います。

そこで、最後に市長にお伺いいたします。市長の思いを少し語っていただきたいと思いますが、新しいクリーンセンター建設に向けて、また、新しいクリーンセンター像についてどのような思いがあるか、よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 世紀の大事業であるわけでありまして、こういう時期にそれを断行していかなくてはならない必然性があるわけでございます。それがために数年間の準備期間を費やして、起債もしっかり落として健全な財政運営を心がけてきたところでございますので、さらに慎重に、PFIがどれだけのメリットが生じてくるのか、また、その後のランニングコストがどういうふうな変化を来してくるのか、よって議員が、あるいは、また、ほかの多くの市民の御要望でございますが、プール等の健康増進等々の活用が可能なか否か、そこらあたりを慎重に考えて対応してまいらなくてはならないと。

健康増進施設は、ほかにも民営で行われておるところもあるわけでございますし、ほかにもそのようなものもあろうかと思えます。これからもできてくるかもわかりません。いろいろなことなどを考えて総合的な判断を下していかなくてはならないのではないかと。私も、今、そこらあたりで非常に頭を痛めているところでございます。

いずれにしても、世紀の大事業でございますので、これをもって財政が大変なことになってしまうということのないように、しっかり気をつけて進めてまいります。

議長（久保 玄爾君） 3番。

3番（河杉 憲二君） もう時間がまいりました。今回、いろいろ申し上げましたけれども、いずれにしましてもこの事業というのは、先ほど市長が申されましたように、ある面では世紀の大事業になろうかと思えます。1億、2億でできるものではございません。百数十億円という膨大な税金を投入するわけでございますので、やはり市民の期待に添えるような施設でなければならぬと、またあってほしいと、このように思います。

循環型社会形成の、できましたら情報発信の拠点として、市民が集い、愛されるような新しいクリーンセンター像ということになることを願ひまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、3番、河杉議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

副議長（行重 延昭君） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事を進行させていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、18番、今津議員。

〔18番 今津 誠一君 登壇〕

18番（今津 誠一君） それでは、通告に従いまして3点にわたり質問させていただきたいと思いますが、その前に、過日、防府市制施行70周年の記念式典が公会堂で行われましたが、この式典のオープニングが非常によかったという印象を持ちました。後にあれはだれが企画したのか尋ねましたら、市長以下みんなで、ああだこうだと協議して決めたということでした。皆が本気になって知恵を出し合えば、いいものができる、やればやれるということの見本だと思います。これからも、市政全般にわたりみんなで考え、知恵を出し合うことをベースにすると、いい市政になると確信した次第であります。

それでは、まず行政経営品質による行政改革（行政改革のバージョンアップについて）お尋ねいたします。

松浦市長は、これまで行政改革に意欲を持って取り組んでこられました。そして、一定の成果があったことを評価したいと思います。さきの6月議会の所信表明でも、引き続き行革の推進を強調され、大変結構なことだと思います。

そこで、今回は今後の行革のあり方について提言をいたします。

これまでの防府市の行政改革の手法を簡単に申しますと、まず行政改革大綱をつくり、何本かの柱を設け、次に各課で改革事項を洗い出し、重要度を定め、A B C Dのランクづけをし、そしてAは最重要事項、Bは全庁挙げて取り組む事項、Cは各課で取り組む事項、Dはなお検討を要する事項と区分し、Aの最重要事項の中で、市民生活と密接に関係するものを行革委員会で審議し、例えばやはす園、ごみの収集、学校給食、学校用務員、市立保育所の民間委託等を決定し、行革推進会議でこの成果を確認しながら進めるという、概略してこれが防府市の行政改革の手法だったと思います。

これは、これから紹介します一部の先進自治体が既に取り入れている行政経営品質による行政改革と比較すると、失礼な言い方かもしれませんが、原始的行政改革と言ってもいいのではないかと思います。

さてここで、行政経営品質とは何か、この言葉がどのようにして生まれたのか、その概念とはどういうものかについて触れておきます。

アメリカは1980年代の不況期、レーガン大統領のリーダーシップのもと、その原因分析と根幹的対策に国を挙げて取り組みました。そして、徹底した顧客指向と経営品質を基本とする経営革新に努めました。その活動の中で、1987年、顧客が満足する経営品質の改善を継続的に実施し、その成果を客観的に評価し、さらに改善するすぐれた経営システムを有する企業に対し、アメリカ大統領が国家経営品質賞を与え、表彰しました。この賞は、当時の商務長官のマルコム・ボルドリッジが制定したのでマルコム・ボルドリッジ賞、略してMB賞とも呼ばれています。この経営システムは、企業だけでなく病院や学校、行政機関といった非営利組織にも活用できるので、これらも受賞の対象としました。

また、日本でもこの賞を模し、1995年に財団法人社会経済生産性本部が日本経営品質賞を創設しました。行政面での適用が企画され、そこで行政経営品質が設定されました。その中心は、住民が評価する行政のあり方といった観点から、行政システム全体を抜本的に見直し、継続的な改善運動を通じて行政経営全体の品質を高めることによって、住民本位行政への質的転換を実施するというものです。

行政経営品質は3つの概念を内包しています。

まず第一に、行政の品質は、提供者である行政が決めるものではなく、提供される側の住民が決めるものであるということです。2点目に、行政経営品質とは、個々の行政サービスの品質だけでなく、すべてのサービス、業務の品質とし、同時にそれを生み出す仕組みの品質ということです。3番目、行政経営品質は継続的な改善の仕組みによって向上するというものです。

行政経営品質の3つの概念は、この基本的な考え方である8つのコンセプトと、評価基準となる8つのカテゴリーを有します。8つのコンセプトはここでは省略しますが、評価基準となる8つのカテゴリーを紹介しますと、まず第一に、リーダーはビジョンを明確にしリーダーシップを発揮しているか。2点目、住民ニーズと住民満足度を把握する仕組みはあるか。3点目、住民ニーズを反映した施策をどのように展開しているか、また、その成果を把握しているか。4点目、施策を実現できる人材が確保されているか、学習環境が整備されているか。5点目、住民ニーズを基準として、業務プロセスの設計・評価・改善を行っているか、またパートナーとの協力関係を評価しているか。6点目、情報を共有化し、活用する仕組みはあるか。7点目、行政活動の成果を正しく把握しているか。8点目、住民満足の結果を把握、分析し、改善につなげているかというものです。今申し上げた8つのことを基準に行政の品質を評価します。

次に、行政経営品質による行政改革の手順について簡単に申しますと、まず最初に、行政経営品質について庁内への説明を行います。これは新しい概念ですから、市長から現場



の職員まで十分理解してもらうことが前提になります。

次に、対象を設定します。全庁か部局、課別の単位でも可能です。

次に、アセスメント、つまり評価ですが、アセスメント体制を確立します。アセスメントは自己評価方式と外部評価方式に大別されます。外部評価方式は、外部の専門家の審査によって改善点を指摘するという外科的改善ですが、すぐに効果があらわれるという点に特徴があります。自己評価方式は、多少時間がかかりますが、みずからが問題点を探り、変革を重視する体質を築くという点で有効です。

次に、アセスメントの結果を報告します。そして改善活動を実施します。つまり、評価・課題の発見、改善、また評価というように、このような改善のサイクルが継続的改善の仕組みとなり、住民本位の行政を実現するということになります。

以上、行政経営品質による行政改革について申し上げました。ある程度御理解いただけたかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

住民満足度の高い、市長がいつも言われる市民本位の行政を目指すために、行政経営品質による行政改革を導入し、バージョンアップを図るべきだと思います。そのために、まず上層部において、この概念、基本的考え方、評価基準、全体の仕組み等について勉強する必要があります。

そこで、日本経営品質賞の審査員を講師に迎え、勉強されることをお勧めしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、重点政策の明示についてお尋ねいたします。

市長は、さきの6月議会における所信表明で、市民参画と協働によるまちづくりの推進と行政改革の継続の2点を示されましたが、3期目の市政における重点政策はまだ明示するに至っておられません。市長は、3月に発表した施政方針や後期基本計画等で既に御自身の考えを示しているとお考えかもしれませんが、3期目のスタートに当たり、市民や議会や職員に対して、総花的政策ではなく、これからの防府市のまちづくりの方向性を示すような、特に重要な何点かの政策を明示する必要があります。そして、単独の「防府丸」の航海目標を内外に示し、市長のリーダーシップを発揮すべきだと思います。総花的政策ではなく個別・具体的な最重点政策を明示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、防府市の再生計画についてお尋ねいたします。

分権時代を迎え、地方がそれぞれの特性を生かし、アイデアを発揮して、産業を興し、雇用を創出し、みずからが立つという動きが全国的に胎動しています。

我が国は、工業化社会の進展とともに東京一極集中の社会構造が形成され、地方は雇用、人材、物、金、情報が不足し、衰退を余儀なくされました。地方は、東京に集中した金の一部を地方に還流するというシステムでかろうじて生きてきました。しかし、このシステムの維持が困難となり、地方はいかにして生きるか苦闘しているのが現状ではないでしょうか。

衰退した地方を再生するには、人材や雇用、物、金、情報を地方に還流させる社会経済システムを築かなければなりません。つまり地方再生のための構造改革を進めなければならないと考えます。私は、この構造改革の根幹となるのが、地方における産業の育成とそれに伴う雇用の創出、そして人材の育成、確保だと考えます。

これについて、市長はどのような具体的構想あるいはお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 18番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 市政経営に当たる数々の御意見を御披露いただき、御質問をいただきましたが、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

私は、市長就任以来、日々が行革との思いで市役所の改革に取り組んでまいりました。その考え方の基本は、経営的な観点に立って、聖域を設けることなく、抜本的に行財政の見直しを行うということでございます。この考え方をもとに全庁挙げていち早く取り組んだ第3次行政改革は、職員の意識改革、行政の効率化、財政の健全化等に着実に成果を上げてきております。

国の三位一体の改革等により、厳しい財政運営を強いられている自治体が多い中にありまして、本市の財政状況が県内でもトップレベルの健全性を保っている事実は行財政改革の成果を物語っており、いち早い取り組みなくしてはあり得なかったと考えておるところであります。

しかし、行政改革というものは、決して現状に満足することなく、常に未来に向かって改善努力を継続していかなければならないものであるということは、私は深く肝に銘じているところでございます。効果的な改革の方法があれば積極的に検討し、先手を打って取り組んでいかなければならないと、常に考えております。

今津議員から御紹介のありました行政経営品質は、提供する個々のサービス自体の質ではなく、それらを生み出す仕組みの質、すなわち行政運営の仕組み全体を向上させることによって住民の満足度を高めていくことを目指しているものであると認識しております。

経営品質向上プログラムは、もともと民間企業の経営改革を目的として始まったもので、お客様本位の立場で自分たちの仕事のあり方、組織のあり方を見直すことにより、継続的に経営革新を実現するための活動ではないかと考えます。この手法を応用した行政経営品質の住民の視点に立った経営の実現という目標は、「市民が主役の市政」を常に念頭に置いている私の考え方と一致するところが多く、都市経営の基本ではないかと考えております。

しかしながら、行政経営品質を導入した自治体の中には、本市と同様の行政改革を並行して同時に実施している事例もございまして、行政経営品質がこれまでの行政改革にそのまま取ってかわることができるものかどうかについては、なお検討の余地があるのではないかと考えているところでございます。

都市経営の手法にはいろいろなものがございしますが、常に実効性のあるもの、目に見える改革に取り組むという基本スタンスを崩すことなく、行財政改革を継続していきたいと考えております。議員御提言のこの手法につきましては、勉強会等も含め、今後の市政運営、なかんずく行財政改革の参考にさせていただきたいと思っております。

次に、重点政策の明示についてでございますが、御承知のとおり、防府市は今後も単独市政を行うこととなりましたが、私は単独市政におけるまちづくりを進めるに当たり、コンパクトで安全・安心、快適で防府市らしいまちづくりを理念として、その実現に向け引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

本市には、豊かな自然、県内最大の平野、また古くからの歴史と文化に彩られたすばらしい富を有しております。また産業面におきましては、製造品出荷額が県内トップクラスであり、県央唯一の重要港湾三田尻中関港があるなど、本市の潜在能力は十分なものと認識しております。

議員の言われる「防府丸」の方向性につきましては、これらの資源を活用し、安全・安心の確保、生活実感の向上や共同体意識の高揚、地域経済の活性化などを通じ、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のある「キラリと光るふるさと防府」を築くことだと考えております。その方策につきましては、本年3月議会における施政方針で申し上げ、また3月に策定いたしました後期基本計画及びこれを補完する実行計画、ほうふ元気プラン2010において、具体的に市民の皆様にお示ししているところでございます。

いずれの施策も、事業規模や経費の大小にかかわらず、それぞれの分野におきまして重要なものであると考えております。その中でもということになりますと、防災対策や生活環境の整備による安全で安心、快適に暮らせるまちづくり、安心して子どもを生み育てることができ、高齢者が生き生きと暮らせる、子どもと高齢者に優しいまちづくり、雇用の

確保と港などの流通基盤の整備などによる活力のあるまちづくり、そして豊かな文化財や観光資源を生かし、観光や交流の拠点となる施設の整備などによる、人の行き交うにぎわいのあるまちづくりなどに重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

要約いたしますならば、就労の場の確保、安心・安全な生活の場の創造、自然環境の保全、文化の発信という形になろうかと思っております。

今後とも確固たる信念を持って、足腰の強い行財政基盤をつくるため、行政改革を継続するとともに、市民参画をさらに推進し、市民と行政のパートナーシップによる協働へと発展させ、市民とともに歩む、しっかりとした市政を運営し、夢のあるまち、誇りの持てるまち、そして住んでみたいと思われるまち「ふるさと防府」の実現を目指して全力を尽くしてまいり所存でございます。

次に、防府市の再生計画についてでございますが、地方分権の進展に伴い、地方自治体には自主・独立の運営が強く求められており、足腰の強い自治体を構築することが必要になっております。私は平成10年の市長就任以来、「元気を出そう、ふるさと再生」を掲げ、誇り高きふるさとの建設を目指して全力を傾注してまいりました。そして、市の足腰を強くするため、いち早く行政改革などに取り組み、その成果は着実にあらわれてきており、防府市は確実に再生の道を歩んできていると認識しております。財政健全化の道筋がついた今こそ、本市の持つすばらしい資源を活用し、独自のまちづくりに取り組むときであると考えております。

御質問の産業の育成と雇用の創出及び人材の確保につきましては、本市がまちづくりを行う上で非常に重要な事項と認識しております。一昨年10月に後期基本計画策定のため実施した市民アンケート調査におきましても、本市のまちづくりの方向性をお尋ねしたところ、「企業立地が進む、働く場の豊かなまち」という答えが全体の3分の1以上を占め、全項目中2番目という結果が出ており、市民の皆様の関心も非常に高いものがございます。

産業につきましては、幸いにして本市は、先人の御努力の賜物である県内有数の工業地帯を有しており、港湾や幹線道路などの産業基盤も整備されているところでございます。しかしながら、近年の社会経済情勢の急激な変化に伴い、産業構造も大きく変化し、時代に即した産業振興が必要となっております。本市においては産業の育成と、これに伴う雇用の創出について、これまでも工場設置奨励制度を活用した企業誘致を進めてきており、最近5年間で工場の増設も含め12件の適用があるなど、着実にその成果があらわれているものと考えております。

さらに、近年の流通業の重要性に着目し、工場設置奨励条例の対象事業に流通業を加えるなど、新たな産業の導入も図っているところでありまして、あわせて県央唯一の重要港

湾である三田尻中関港をはじめとした流通基盤の整備も促進しているところでございます。

また、事業所設置奨励制度の運用によりまして事業所系の企業の誘致を図るとともに、既存企業の育成強化、地場産業の振興、及び自ら興す「起業」を促進するため企業との情報交換の場を設けるなどの取り組みを行うこととしております。

産業を支える人材を輩出する人材確保につきましても、このような場を設けることにより、新たな人材の発掘や連携を図ってまいりたいと考えております。

また、本市には工業系の高等教育機関がございませんので、関係機関に対し、設置を要望しているところでございます。

産業の育成と雇用の創出は、本市発展の基盤であり、最重要課題の一つと認識しておりますので、今後も引き続き積極的に対応してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） それでは、最初の行政経営品質による行政改革について再質問いたします。

市長の答弁で、これについて今後勉強会も含め前向きに検討したい、このような御返事だったと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、ここでさらにお願ひをしたいことは、こういったものを導入したいいわゆる先進自治体は、学習をした後に必ず外部診断を受けております。外部診断を受けて、どの部分を特に改善すべきか、そういった点を確認する。確認することが極めて大事なことだと、このように言っております。そういう意味から、今後、外部診断を受けることも視野に入れてみてはどうかと、このように思います。

それで、ここで先進自治体の行政経営品質による行政改革への取り組みの事例というものをちょっと紹介させていただきます。

5つの自治体を紹介しますが、まず岩手県は、1998年、増田前知事がこれを導入しております。それから、三重県は1999年、北川前知事がこれを導入しております。北川知事は、松浦市長と同窓、早稲田で、どちらが先輩か後輩かわかりませんが、現在は早稲田大学の大学院の教授をしておられます。財団法人社会経済生産性本部と政策評価推進課のスタッフとの間で綿密な打ち合わせをして、広く職員に理解してもらうために部局長研修、次長・課長研修で行政経営品質による改革について概要説明をし、外部診断を行ったということです。2000年に外部診断結果が出まして、三重県の場合には民間企業の水準をはるかに超えるものだという高い評価を得ております。

それから、次に高知県ですが、1998年、橋本現知事が導入を試みまして、自己点検

の客観性を得るため、日本経営品質賞の審査員による外部審査を行っております。外部審査員が全庁各部門でヒアリング、改善のポイントを提示し、経営品質のスペシャリストと職員が変革のポイントについてディスカッションすることで学習の機会となったということです。高知県の特徴としては、外部審査を表彰制度と結びつけたことでもあります。県庁内の手本となるすぐれた行政経営を行っている部門には、ベストプラクティス賞、取り組み激励賞が与えられ、職員の士気を盛り立てたと、こういうことです。

それから、東京都の三鷹市は効率的で開かれた自治体として全国で屈指の評価を受けておりますが、1999年に企画部企画調整室が中心になって三鷹市行政経営品質評価基準によるアセスメントを開始いたしました。

それから、最後に岩手県の滝沢村というところですが、ここも2000年に導入しております。村でも意識の高いところはこういうものを導入してやっていると、一つの見本であります。

最初に申しましたが、学習した後にこの外部診断を受けることも非常に私は意義のあることだと思いますが、視野に入れてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今日まで、職員提案に対しての表彰制度とか、内部では内輪ではやっておりまして、むしろ逆に、そういう職員提案の発表会のときに、なぜ議員さん方に御案内をしなかったのかと言って私が注意をしたりしたような例もございますが、これらはいずれも内部であれこれ模索をしながら進めてきたことございまして、もしかしたら自己満足に陥っているところもあるかもわかりませんので、外部審査というものについてはぜひ積極的に取り組んでいきたいと、このように思っております。

そして、そこでいろいろ御指摘をちょうだいすることなどございすれば、それをまたしっかり確認し合って、さらにすばらしい行政体質を高めていくようにしていきたいと、このように考えておりますので、今の外部審査ということは積極的に取り組みたいと、このように思っております。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） 市長から大変前向きな御回答いただきまして、まことにありがとうございます。

市長は、先ほど申されましたが、常々市民本位行政を提唱されてこられましたし、また行革は引き続き3期目の目玉ということでございます。この行政経営品質による行政改革も、まさに市民本位の行政を実現するためのものですので、市長の方向と一致しております。どうかよろしく願いいたします。

それでは次に、市長から申されましたが、ちょっと政策としての何か表現が抽象的な部分がありまして、いまいち明確、これという政策でないものですから、ちょっとわかりにくい部分があるんですけども、できたら私とすれば、政策の体系というべきものではなくて、具体的な重要政策をぼんと何点か出していただければ非常にわかりやすかったと思うんですけども。

例えば、こういった具体的な施策の中からリーダーの意思というものが伝わってくるんじゃないかと思うんです。それで、今、たまたま自民党の総裁選挙が行われておりますが、そのうちの候補の一人、安倍晋三さんの政策というものを見ましたら、まず憲法の改正、教育改革、この2点を強く前面に押し出しております。「あ、憲法の改正ということであれば、やはり時代にそぐわなくなった憲法を時代にマッチしたものにしていこうとするんだな」と、非常にわかりやすいです。教育改革と言えば、少年の学力低下の問題がある。あるいは非行、凶悪犯罪が増加してある。こういった現実にかんがみて教育改革を進めるんだなということで、要するに国の基本を立て直そうと、こういう意思が明確に私たちに伝わってきます。

そういった形で、市長からそういう具体的な重要政策というものを示していただければ市長の意思が十分伝わるんじゃないかなと思ったわけですが、今、市長にそれを示してくださいと言ってもちょっと難しいかもしれませんので、今後、私の意見を踏まえ、早い時期に示していただければありがたい、このように思います。

それから、重点政策を考える場合、やはり私はいくら松浦市長が優秀だといっても市長一人でこれを考えられるものではないんじゃないかと思います。本来なら市長の側近、ブレーンがいたり、あるいは行政組織の中にシンクタンクがあったり、あるいは企画調整部のようなものがあって、そこからこういったものを練って出してくるものじゃないかと思うんですが、そういったものが現在、防府市に欠けておるといっても、一つこういうものが出ていきにくい要因かなと思いますので、その辺もまた改めて考えてもらいたいと思います。

それから、この点について最後をお願いをいたしますが、議員の中でもこの政策についていろいろと勉強をしておる議員もおります。そういった議員と市長と勉強会というか、お互いに話し合う機会を持つことも非常に大切なんじゃないかなと私は考えます。そこで、いかがでしょうか、市長。こういった機会を今後つくっていただくということをお約束いただければ大変ありがたいと思いますよ。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は、まだ皆様方のお耳には入っていないことではないかと思

うんですが、もう2年ぐらい前から、議員の皆様方がいろいろなところに行かれる、そのこと自体が私からしますとやらやましくて、おれも行きかけたかと、そこへ行かれたんならおれも連れて行ってくれるように、これからは言うておってくれと、こういうような話もしたり、実はしております。

例えば常任委員会の視察、特別委員会の視察等々で、今までは担当の部長あるいは課長、次長が同行し、一緒に視察をしていたのかもわからないんですが、物によってはというよりも皆様方の御意見によっては、私自身もその中に加えていただいて、日程も調整をさせていただいた上でのことになりますけれども、ぜひ、ともに行動をとらせていただきたい。これは実現可能なことではないかなというふうに思っておりますし、特別やっかいな手続が必要なわけでもないのではないかと、こんなふうにも実は思っているわけでありませう。このことは、もう既に発信はしております。

それから、先ほど申しました外部診断、これはもうぜひ、さあ見てくださいと、どこからでもいろいろあれしてみてくださいというふうに言うだけではなくて、そこで提言もいただきたいというような形で、いろいろな研究機関があることも承知しております。既に、私のよく知っている他県の自治体ではいろいろな形を導入してあることも知っております。それらの資料も実は秘書課を通じて財政当局にも渡しておるわけですが、多少お金がかかるということで、どうしたもんだらうかなというような二の足を踏んでいる点もございますので、先ほど申し上げた外部診断というものにあわせてぜひ早期に実現をしていきたいなど、こんなふうに思っているところであります。よろしく願いいたします。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） ありがとうございます。

それでは、市長とお話し合いをしたいときはすぐまた連絡しますので、その節はよろしく願いいたします。

それでは、次の3点目の防府市の再生計画についてであります。

私の質問に市長も、やはり地方の再生には雇用の創出あるいは人材の育成・確保が非常に大事なことだと、こういうお考えを示していただきました。

そこで、これまでもいろいろやっておると、誘致制度も活用しておるし、流通施設あるいは事業所系の企業にも働きかけておると、こういうことではありますが、まず私、雇用の創出という場合には、先ほど市長も言われましたが、企業の誘致、それから、自ら立つ起業と、こういう、この2つに大別されると思います。企業の誘致について、やはりこれまでこういうことをやってきたということ、それは結構なんです、例えば今後何年間に何社程度を誘致するというような企業誘致計画というものもあっていいのではないかなと思



いますが、そのような計画はお持ちなのかどうか、お尋ねいたします。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） これも、具体的なところは産業振興部なり企画サイドが御返答いたす余地があるのかもしれませんが、現実問題として、その企業誘致できるキャパが要するに整っているかどうか、空き地といわれるところ、空き地とおぼしきところ、放置されているとおぼしきところは、防府はどこからというよりも、高いところから見ますとこの都市よりもたくさんまだまだあると思うんです。しかし、ここにどうぞおいでませと言い切れるような場所が確保されているかどうかという第一歩のところ、いまだしの感がございますので、私はまだまだこれからいろいろな形に企業誘致ということについての最初のとっかかりから入っていかなくてはいけない状況ではないだろうか、こんなふうには荒っぽくは考えておるわけでありまして。何か、そんなことはありません、もっといい線いっていますというのがあれば、お話をいただきたいと思っております……。

ないそうです。

副議長（行重 延昭君） 18番。ないそうですから。

18番（今津 誠一君） 市長が言われたように、土地の問題とかそういったものもあります。企業で言っても、非常に情報化社会が進展してきておりますので、2次産業だけでなく3次産業も含めた企業誘致ということもありますので、できたらそういったような計画というものはぜひつくっていくべきではないかなと思います。

さっき言ったような、今後、何年に何社というような目標を掲げる、あるいはあわせて雇用を今後何年間何人程度に増やすと、こういったような目標も掲げていかないとなかなか前に進んでいかないんじゃないかと思っております。先ほど市長も、これまで防府市は先人の努力によって企業誘致がなされ、そして法人の市民税も他市にない巨額の税金が入っております。

ことは、何か補正が上がって19億円ぐらいになるということのようですが。その中で、今までタカラが退散したりカネボウが倒産したりと、そういうものもありますので、新たな企業誘致を図っていくということをぜひお願いしたいと思っております。

それから、次に、自ら立つ起業についてなんですが、地域再生の主体はやはり市民だと思っておりますが、市民の中で特に若者あるいは女性ですね。最近、女性起業家というものが非常に増えておりますが、こういった方々が起業の志を持ちながら、なかなかさまざまな制約条件でこれができないというようなこともあります。そこに行政が何らかの手を差し伸べて援助してあげると、こういうことによって市民の内発的エネルギーが生まれるということは非常に大事なことはないかなと思うんですが、例えば起業家育成支援条例といっ

たようなものを他市では制定して起業を助けるということをやっております。融資の問題等もあるし、あるいはコンサル等で指導していくといったようなこともやっておりますが、こういったものもぜひ考えていただいたらいいんじゃないかなと。行政がそういうことをやることによって、市民と行政と一体となって町の再生のために頑張ろうと、こういったメッセージにもなると思うんで、ぜひ考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょう。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、御質問にありました起業家支援条例の制定についてでございますが、まだ全国、そういった先進事例を全部調べておるわけではありませんけれども、一部にはそういったことを条例化し、起業家の育成に努めていらっしゃる市もありますし町もあります。県内では新岩国市ですけれども、ちょっと今、議員さんのおっしゃった起業家の支援条例とちょっと中身は違うかもしれませんが、本質的には余り変わらない、そういった新規の条例をつくって取り組んでいらっしゃる市もあるわけでございますので、我が市としても、これから先進事例を研究しながら今後の重要な検討課題とさせていただきますいなと思っております。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） そこで、ちょっとパイオニア事業としてぜひこれをやられたらどうかということをおもいましたので質問させていただきますが、水道局が70周年の記念事業として、ペットボトル容器に水を入れて、飲料水として製造しておられます。大変いいことをやられたなと私は思っておりますけれども、これ、ぜひ起業のパイオニア事業として製造し、かつ今後販売をしていくということをやられると非常におもしろいんじゃないかなと思った次第です。

それで、聞くところによると、民間の伊藤園ですか、ここも佐波川の水を使って売り出したということのようでありますし、実は私、以前からこのことは考えておったんですが、何しろ佐波川の上流で産廃が埋められまして、それでいろいろな物質が検出されるというようなことがあったんで、ちょっと自分の中では断念しておったんですが、民間もそうやって大丈夫だということであれば、水道局としてもこういったものをできれば大々的にやっっていけるのも非常におもしろいんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょう。

副議長（行重 延昭君） 水道事業管理者。

水道事業管理者（吉田 敏明君） ただいま話がありましたボトルウォーターの件ですけれども、既に皆さん方にお配りしておるところでありますけれども、このたびは、今言いましたように一応70周年記念、そして給水開始の55周年に当たるという節目でありますので、とりあえずと言っては何ですけれども、初めてのことであります、企業会計

の観点からとりあえず5,000本をつくったということでございます。市民の皆様にご接触を得ることがまず第一でありまして、そして早速、さきの広島市の呉市でトンネル崩壊事故がありまして断水がありましたけれども、これに私どものボトルウォーターを100ケースほど送っております。2,400本ですかね。こういことで、先日も江田島の病院から礼状が届いております。500ミリリットルというのが小さいですから、どうかなという感じはしたんですけれども、老人はやはり2リットルは重くて持てないということで、500ミリリットルは非常に助かったということでお礼の文書が来ておりました。

それはそれとして、今のところ予想以上に市民の方からの問い合わせが、というか非常に人気がいいということでありまして、今、議員さんからも話がありましたように、伊藤園の固有名詞を出していいかどうかわかりませんが、その辺で問い合わせが今入っております。

そういったことで、これから民間の飲料水会社で話がありますような、採算ラインといいますが、それに乗せられるかどうかを今検討いたしておるところであります。

今、試験的に作りしました5,000本につきましては、100円をちょっと超えておりますけれども、製造原価については1万本、全部いきますと、100円をちょっと切るんではなかろうかということで、100円前後で採算ラインに乗せていけるんではなかろうかという気がいたしております。これは今検討中でございますので、まだいろいろ検討する余地があるわけでございます。そういったところでございます。

副議長（行重 延昭君） 18番。

18番（今津 誠一君） ぜひ、いい結果が生まれるように御努力をしていただくようお願いしたいと思います。

市長さん、そうやってもしスタートすれば、市内のスーパー、コンビニ、いろいろなそういったものを置くところもあると思いますが、市長さんも商売の方お得意なんで、ぜひPRしてやっていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 以上で18番議員の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次は、12番、木村議員。

〔12番 木村 一彦君 登壇〕

12番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って、以下3点にわたって質問いたします。

まず最初に、ルルサス防府について質問いたします。

ルルサス防府は、6月末に建物が完成し、7月1日には駐車場がオープン、7月16日に公共施設部分の地域協働センターが開設され、住宅部分もほぼ完売。こういうふうに商業施設を除く部分は順調に事業が進んでおります。しかし、肝心の商業スペースは、テナントの誘致が計画どおり進まず、当初4月にテナントの発表をする予定でしたが、これが不可能になり、7月29日にプレオープン、8月30日にグランドオープンという形をとったものの、いまだに空きスペースがかなりある状況です。市民の間では、こうした状況を憂慮する声が次第に強まってきております。

そこで、お尋ねいたします。

第一に、市として商業施設の現況をどのように把握しておられるのか。すなわち、テナント誘致計画に対して、現在どこまで出店が実現しているのか。契約交渉中のものやめどが立っていないものはどれくらいあるのか。また、周防夢座を中心とする商業者の方々が、こうした状況の打開にどのように取り組んでおられるのか、今後の見通しはどのように持っておられるのか等について、詳しい状況をお答え願いたいと思います。

第二に、主体は周防夢座を中心とする商業者の方々であるとはいえ、中心市街地活性化の目玉として位置づけて多額の市費を投入してきた市としては、こうした状況を傍観するわけにはいかないと考えますが、今後、どのようなかわり方をしていくお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

2番目に、市営住宅について質問いたします。

第一に、市営住宅に入居する際の費用負担の軽減について。

これについては昨年6月議会の一般質問で取り上げ、特に浴槽と風呂がまについては、入居者が新たに購入する費用と退去者が撤去、処分する費用の両方を節約する立場から、現在あるものを再利用することを提言し、その方向で検討するとの御答弁をいただいております。それから1年以上が経過しましたが、現在、この実施状況はどうなっているのか、お答え願いたいと思います。

第二に、市は入居者間の不公平やトラブルを解消し環境の改善を図るために、市営住宅の個別駐車スペースの整備を進めておられますが、現在、これの進捗状況はどうなっているのか、お答え願いたいと思います。

3番目に、住民税の負担軽減について質問いたします。

これまでもたびたび指摘してきたとおり、今回の税制改正によって高齢者、年金生活者の負担は飛躍的に増大し、耐えがたいものになっております。

そこで、お尋ねいたします。

第一に、今回の改正によって高齢者、年金生活者の負担はどれくらい増えたのか、また、その結果市税収入はいくら増えたのか、改めて御説明をお願いいたします。

第二に、こうした高齢者の負担増を軽減する施策の一つとして、介護保険の要介護認定者に対して、障害者手帳がなくても障害者控除を適用し、税負担を軽減する措置がとられておりますけれども、本市での状況はどうなっているのでしょうか。制度の内容も含めてお答え願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 12番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、ルルサス防府についてと住民税負担の軽減についての御質問にお答えいたします。

1点目のルルサス防府についてでございますが、まず、出店状況につきまして、8月末オープン時点では1階部分の権利者床、それから周防夢座所有床を合わせて出店が21店舗に対し、9件は未確定となっております。9件の内訳は、内装設計中及び誘致折衝中のものが6店舗、募集中のものが3区画となっております。店舗、区画というのはそれぞれの状況においてのことでございますので、御理解をいただきたいと思います。ただし、2階部分につきましては、約半分の出店に対し、残りは募集区画となっております。

次に、テナント誘致における周防夢座の取り組みでございますが、中小企業基盤整備機構の整備事業により派遣された市街地商業活性化アドバイザーを中心に役員、職員が一丸となって、市内はもとより県内外からの誘致活動を積極的に続けておられます。今後の見通しにつきましては、2階に設置しております地域協働支援センターは、オープン以来利用者が日々増加しており、特に親子ふれあい広場は7月は半月で366名、8月は1,210名の利用となっております。また、ルルサスを訪れる市民も、学生から高齢者、また子ども連れの若い方など、幅広い層から成っております。

図書館がオープンする11月には、1階の商業施設の店舗もほぼ出そろうように聞いておりまして、年間20万人を超える利用者が見込まれる図書館のオープンにより、さらなるにぎわいの創出が図られ、購買力の向上により、テナント出店意欲にも拍車がかかるものと期待をしております。

次に、市として商業施設にどうかかわっていくのかとの御質問でございますが、これまでテナントミックス事業に対し、国・県とともにできる限りの支援を行ってきたところでございます。

さらに、これまで先ほど申し上げました地域協働支援センター設置や11月にオープン

する図書館の全面移転といったにぎわいの創出に積極的に努め、かかわってきたところでありまして、サティや既存商店街との回遊性を生み出す施策を進める中で、新しいまちの顔でもあり、また中心市街地活性化の起爆剤でもあります。ルルサス防府を期待を持って見守ってまいりたいと存じております。

次に、住民税負担の軽減についての御質問にお答えをいたします。

税制改正による市民税の税収状況と高齢者の負担増の状況についてのお尋ねでございますが、平成18年度に実施されました税制改正のうち、高齢者の負担増となる改正についての国の基本的な考え方は、これまでの高齢者を優遇する制度を改め、世代間の税負担の公平を図るために、高齢者にも担税力に応じた負担をしていただくこととございます。

高齢者の負担増となる改正として、1点目に、65歳以上の方に認められていました老年者控除48万円の廃止、2点目に、65歳以上の公的年金等控除額の縮小、年金収入が330万未満の場合には控除額が20万円減少いたします。3点目に、65歳以上の方のうち合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置の廃止がございます。

税収を見ますと、1点目の老年者控除の廃止と2点目の公的年金等控除額の縮小によるものが、平成17年中の老年者の所得を参考に比較いたしますと約2億5,000万円の増収となっております。また、3点目の非課税措置の廃止により、6,000万円の増収となっております。

ほかに、高齢者を含めた市民税の所得割額において、平成17年度課税までは所得割額の15%、上限4万円であった定率減税が、2分の1、すなわち所得割額7.5%、上限2万円に縮減されたことにより、約2億円の増収となっております。

来年度、平成19年度から実施される改正では、国から地方への税源移譲として行われる住民税所得割の税率の一本化、すなわち、これまでの住民税の税率は所得に応じて段階的に5%、10%、13%となっておりますが、これを一律10%にすることとなったことと、定率減税の廃止が主なものでございます。その影響額は、高齢者も含めて、税率の一本化によるものが約14億円、定率減税の廃止によるものが約2億円と推計いたしております。

なお、実務的には、税収入の増加により、その分、地方交付税及び地方特例交付金が減少いたし、さらに平成19年度からは所得譲与税が廃止となるなど、税源移譲に伴う税制改正においては、市の収入の増減はありませんので、何とぞ御理解をお願いいたします。

次に、高齢者の負担軽減策の一つとして要介護認定者の障害者控除の適用についてでございますが、所得税法施行令に基づく障害者控除の対象者として、年齢65歳以上の方で身体障害者に準ずる者として社会福祉事務所長が認定した場合には、障害者控除の対象と

なります。

具体的な事例を申し上げますと、夫婦2人が障害者の認定を受け、控除が適用となった場合、普通障害ではそれぞれ26万円の所得控除があり、合計控除額は52万円となります。また、特別障害ではそれぞれに30万円の所得控除があり、妻が同居の場合は23万円の同居加算金がございますので、合計控除額は83万円となります。

次に、認定作業について御説明いたします。

障害者、特別障害者であることの認定につきましては、知的障害者、身体障害者に準ずるもの、寝たきり老人等を対象に実施しております。認定方法につきましては、申請者の障害の程度や寝たきり老人であることについて、医師の診断や職員の調査等により個別に確認する方法がありますが、防府市では申請時に50項目による日常生活状況等を調査するとともに、要介護認定時における主治医の意見書等を参考に申請者の障害の程度や寝たきり老人であることの確認をしており、確認ができないものについては職員による訪問調査を行っております。これらの判定につきましては、公平を欠くことのないよう判定基準を定めまして総合的に判断しております。

また、広報等でお知らせしておりますが、今後も引き続き市民の方々への周知に努めてまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては担当部長より答弁いたさせます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） それでは、まずルルサス防府について再質問をさせていただきます。

今の御答弁でも、1階、2階ともかなりまだあいているという状況が現実だと思えます。これから図書館がオープンすれば、訪問者も増えるのでかなり上向きではないかという見通しでありまして、私も図書館がオープンすれば今よりはよくなるだろうとは思いますが、しかし、先般来からカネポウ跡地への大型商業施設の出店等々の影響もあって、巷間聞くところによりますと、ルルサス防府に核テナントとして入る予定だったところがそちらの方へ引っ張られるというようなこともあったやに聞いております。そういう点では、なかなか楽観を許さない状況だと思えます。

現実には、先ほど壇上でも申しましたように、当初の予定がどんどんずれ込んで、おくれしております。8月30日のグランドオープンも、グランドオープンという名前はグランドですから全体のオープンだということだろうと思えますが、なかなかそれにふさわしいような内容には残念ながらもなっていないように思います。したがって、これについては行政としても必ずしも楽観ばかりはしておれない状況ではなかろうかというふうに思

います。

かといって、今まで30億円以上の市費を投入しております。30数億円といたしますと、市民1人当たり、赤ちゃんからお年寄りまで大体3万円前後の税金を投入しているわけです。4人家族では10万円以上。そういう巨額な投資をしているわけですから、これがむだになるようなことがあってはならないというふうにも思います。したがって、楽観的な見通しというか、これがうまくいくことを望むのはだれしも同じであります。しかし、政治というのはそういう楽観だけに頼ってやっていると責任がとれません。したがって、まずくいった場合のことも考えておかなければいけない。

そういう点で、今の状況で果たして市として、図書館がオープンすればよくなるだろうというだけでいいのかどうか、それについてはもう一度、ちょっと市長のお考えをお伺いしたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も、当初から商業施設については決して楽観視しておりませんでした。いろいろな形で周防夢座の方々を中心に大変な御努力をされていることは百も承知をしておりますが、しかし、それでも楽観視して見ていたわけでは全くございません。

したがって、核となるものは商業施設ではないんだぞと、そういうものでは核とは言えないこれからの時代がやってくるよというようなことの中で、御要望の強かった図書館を3階に移転するという思い切った核をつくり上げたわけでありまして、これが必ずや館内の商業施設に活気をもたらしてくれることは明らかなことであろうと、このように感じているところであります。

いずれにいたしましても、権利床を持っておられる商業者の方々の商業意欲、あるいは保留床を抱えておられる周防夢座の方々のテナント誘致努力というものを今後も大いに期待して、励ましているのが現実でございます。

8月末のグランドオープンが11月まで延び延びになっておるということも関係者から報告を受けておりますので、これからの推移を見守り、激励を続けてまいりたいと、そのように考えております。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） うまくいくことをだれもが望んでおることは先ほども言ったとおりであります。うまくいかなかった場合のこともリアルに考えておくのが政治の責任だと思います。

そういう点で私は非常に危惧するのは、全国的にも、また中国地方でも同様の施設がうまくいなくて、市、自治体のお金を、さらに言わば追い銭という形でどんどんつぎ込ん



でいるような施設も少なからずあるやに聞いております。岡山県津山市の施設もそのように聞いておりますが。そういうことになると、またこれは大変なことだと思います。

確かにこのルルサスの場合は、そういう今まで多く見られたいわゆる第三セクターとは若干趣を異にして、市の出資は非常にこの商業施設については少ないわけですが、ですから、そういう点では、たとえ商業施設部分がうまくいかなくても、市の法的ないしは制度的な責任というのはそんなに発生してこないと思います。しかし そうならないことを願うわけですが、もし仮に空き店舗が目立ったり、あるいはよく世上あるように消費者金融とかその他がどんどん入って行って、テナントが来ないがためにそういうところが入って、余り駅前を中心市街地としてふさわしいような状況になくなったような場合には、やはり市に社会的、政治的な責任は出てくるのではなからうか。市民の間から、あれはどうにかせんにゃ、駅前のおんなところに、まちの玄関にああいうことになったら困るじゃないかと、何とかしなきゃいけないんじゃないかというような世論も起こってくることも十分予想されます。そうなったときに市としてどう臨むのか。

これは仮定の話ですから、いやそうならないことを望みますということで済まされるかもわかりませんが、私どもとしては、そういうような事態が全国各地に生まれてますから、そうなったときの基本的なスタンスというものを早くから市に確立しておいていただきたいという強い願いを持っておりますので、その点について、仮定の話で、悪くなった仮定を言いたくないというのはありますが、しかし政治の責任としては、私は基本的なスタンスというものはある程度確立しておかなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、その辺についてもう一度お考えをお伺いしたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、木村議員さんの御質問でございますけれども、市長が答弁申し上げましたように、あくまで我々とすれば11月1日の完全オープンに向けて、夢座も含めて全精力を傾けていらっしゃる中でございますので、もうしばらく見守りたい。

今の悪い仮定の話でという御質問でございましたけれども、そういった最悪のケースは今、微塵もまだ考えておりません。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） 恐らくそういう御答弁だろうと思われましたので。ここで要望しておきます。

最初にも申しましたように、必ずしも楽観ばかりの状況ではない。リアルに見れば、悪

いことも予想しておかなければいけない状況だというふうに、政治家の目としては見なければいけないんじゃないかなと思います。そういう点で、そういう事態になって慌てるのではなく、また、そういうときにむやみに財政を投入するというようなことでなしに、そうなった場合のことも想定して、ある程度は内部でのスタンスというか基本姿勢を決めておいていただきたいということを要望して、今回はここら辺でとどめておきたいと思いません。

それでは、次に住民税負担の軽減について再質問をさせていただきます。

これまでも何度か、今回の税制改正の影響については本会議その他でお伺いしました。改めて今お伺いしても、大変な負担増になるということははっきりしていると思います。

特に65歳以上、私ももうじきその年齢になりますけれども、市長も同じだと思いますが、この年齢の人たちに対して非常に大変な増税になる。場合によっては9倍から10倍。今まで非課税だった人が9倍、10倍の税金がかかってくるように、ことしから来年度にかけてなってくる。聞くところによりますと、市の課税課にも申告時期には大変な電話やら苦情やら質問やらが殺到したそうであります。それは当然であります。何でこれまでかかってこなかったのにこれだけの大きな税金がかかってくるのかということが、かかってきたということであります。

そういう意味では、国の考え方、税の公平と言いますけれども、高齢者が今まで余りに優遇されてき過ぎていたという話ですけれど、それはちょっと違うんじゃないかと。今まで社会のために尽くして、ようやく老後を何とか平穏な暮らしをと思って期待されてきた人たちに、これだけの負担増を押しつけるというのは社会の責任として私は耐えがたいことだと思うんです。やはり市税も、先ほどお伺いすると相当の増収になります。確かに交付税との関係では収支はそんなによくないという御説明もありましたが、しかし市税が増収することは間違いありません。

そういう意味で、こうした増収分を、この増収というのは高齢者の涙と血であがなわれたような増収ですから、これを一部でもやはりこういう人たちの負担軽減に充てていくというのは行政のあるべき姿ではないかと思えます。ぜひそういうふうにしていただきたいということを要望します。

それで、具体的には、先ほどの介護保険の要介護認定を受けた人たちが、身障者手帳を交付されておらなくても申請によっては、申請してそれが承認されれば税の控除を受けられる。これは相当の額ですね、今、市長の御答弁によりまして。夫婦お二人で要介護認定をされた場合は、少なくとも御夫婦で52万円ぐらいの控除がある。場合によっては、同居加算とかその他がありますから80万円以上の控除がある。これは税額にすれば8万

円から9万円くらい減税になるということですね。だから、先ほど言いましたような来年度にかけての増税分がほぼ帳消しになるくらいの控除があるわけです。ですから、これを受けると大変助かる人がいらっしやると思います。

そこで、健康福祉部長にお尋ねしますが、今、防府市の場合は大体今年度でどのくらいの人たちが申請し、どのくらいの人たちがこの控除を承認されているのか、その辺の実情を教えていただきたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今、議員の御質問で今年度ということをございましたけれども、これにつきましては大体11月1日の市広報で皆様にお知らせをして、やっております。いわゆる年末控除とか来年の申告に向けてということで行っておりますので、現在、18年度についてはございません。またこれにつきましては、確認をしましてお知らせをいたします。

それで、現在17年度の実績でございますけれども、22件ございます。内訳につきましては、特別障害者の方が14件、それと普通障害の方が8件ということで、非該当についてはございません。

以上です。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） 非該当がないということは、申請者全員が認定されたということですかね。

実は、これについては私、数年前にある人から相談を受けまして、その人と一緒に市の福祉事務所に行ってお願いしたことがあります。そのときには、結果としては認定されませんでした。その当時は、まだ全国的にもこの制度を適用している自治体が少なく、わずかしかなかった。防府市の場合も非常に厳しい条件言われまして、寝たきりでないと認定できないんだというようなお答えがありましたけれども、今は現状どうでしょうか。申請者全員が認定されているということなんですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

先ほど市長の御答弁にも、50項目全部チェックして、さらに医師の意見なんかも参考に、いわば自動的に認定できるようなシステムであるかのように聞きましたが、その辺ちょっともう少し詳しく教えてください。

副議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今の認定の障害に準ずるという意味であると思うんですけれども、障害に準ずるということは症状が固定しているということです。したがって

して、議員さんが出されました例につきましては、その時点では障害がいわゆる準ずるとして、固定した状況になかったということのようで、現在、今の準ずるというのは、ここで身体障害者手帳のいわゆる体の障害の基準がございます。これによって判定をしていきますので、その当時と基準の内容そのものは変わっておりません。

以上です。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） わかりました。

それで、平成17年度22件の申請があったということですが、わかれば教えていただきたいんですが、この人たちはどういう経路でこの制度をお知りになって、申請されたのか、わかりますか。

副議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 御質問はどのような形でということでございますけれども、それについてはちょっと調べておりません。申しわけございません。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） 私、これを一般質問で取り上げたのは、実は意外と防府市がこれを行っているということを知られていないというふう感じたから、あえて一般質問で取り上げさせていただいたんです。先般も、これは先ほど申した事例とは別の方から、何か新聞によるとこういう制度があるらしいじゃないかと。うちは夫婦ともに車いすで、要介護1と3だと。うちもできるのかと市民の方が私に電話をかけてこられました。それで市にお伺いしたら、この6月からは適用できますということでしたが、意外と知っておられない方が多いんです。広報なんかには載っているそうですけれども、ぜひこの機会に、先ほど前段で申しましたように、大変な負担増の中で市政は増収になっているわけですから、できるだけこういう制度で市民を救済するという立場で、可能な限り、広報に載せてあるよというだけではなくて、もっとさまざまな形をとって周知徹底して、少しでもこういう方々に救済の手を差し伸べていただきたいということを要望しておきたいと思います。

以上で、この項については終わりたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 次は、市営住宅について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） それでは、私の方から市営住宅についての御質問にお答えいたします。

第1点目の入居・退去時の浴槽の取り扱いについてでございますが、昨年6月議会における議員の一般質問に対し、今後使用可能な浴槽等を再利用するという観点から、退去者と入居者双方の協議により、利用する方法、あるいは市が無償譲渡を受け、市の管理によ

り利用する方法等を検討する旨、お答えしております。

そこで、まず退去者と入居者双方で協議により利用する方法について検討いたしました  
が、公募による場合は、退去から入居者決定まで相当の期間を要することから、双方の協  
議により利用するという方法は困難であると考えられます。

次に、退去時に使用可能な浴槽等を市が無償譲渡を受け再利用するものとした場合、家  
賃は上がることにはなりますが、資源を再利用でき、入居者の負担を軽減することにつな  
がるものであり、今後はこうした方向で進めてまいりたいと思います。

第2点目の駐車スペースの整備についてでございますが、市営住宅の駐車場は、公営住  
宅法及び同施行規則において、入居者の共同の福祉のために必要な共同施設として法的に  
位置づけられました。これに伴い、市といたしましては駐車場の整備方針、整備基準等を  
定め、順次整備をしてまいりました。17年度末で12団地926台分の整備を完了し、  
本年度は西浦の丸山団地の駐車場を整備することにしております。

今後の駐車場の整備につきましては、駐車スペースがあり、住宅1戸に1台分の駐車場  
が確保できる団地から逐次整備していきたいと考えております。

なお、全戸数が駐車するにはスペースが足りないなど、駐車場の整備条件を満たしてい  
ない団地につきましては、今後の改築計画等を踏まえ、駐車場の整備条件が整い次第計画的  
に実施してまいります。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） まず、入居・退去時の浴槽の問題ですが、今の御答弁で、こ  
れまでいろいろ検討してこられたが、市が譲渡してもらおうという方向でこれから進むとい  
うことでした。大体いつころから実施できるかどうかわかりますか。

副議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 実施時期での質問でございますけれども、極端に  
申しますと、きょう時点から退去のお話があれば、その浴槽等を点検しながら今後の募集  
にかけていくことといたします。

それと、今、全住宅で2,154戸ありまして、今現在、入居停止以外に戸数が  
1,951戸あります。そのうち、現在296戸が浴槽を設置した住宅となっております。  
その残りにつきまして、今度、退去時に今までの年間平均が13、14、15、16、  
17という形で空き家状況と退去の状況等調べておりますが、そのあたりの状況も踏まえ  
て、無償譲渡を受けた部分についてはじきにするし、毎年毎年今度は新規に設置しないと  
いけない浴槽も出てきますので、正規に言えば予算のつきぐあい等も考慮しながら、新年

度より新しい浴槽も含めながら進めてまいりたいと思います。

無償譲渡の受けられる部分については、即対応してまいるという御回答でございます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） やらうと思えば無償譲渡については今からでもという御答弁でしたので、ぜひやっていただきたい。

これは本当に、市営住宅は安いということになっているんですけども、いざ入ろうと思うと、昨年6月でも言いましたように、浴槽をはじめ10数万円から20万円ぐらいのお金が余分に家賃、敷金以外にかかるんです。ぜひこれは早く実施していただきたい。

困難もいろいろあると思います。入居者が必ずしも古い浴槽を歓迎しないということもあるかもしれませんが、基本としてはそういう点で実施していただきたいと思います。

それから、次の項の駐車スペースの問題です。

これまで逐次やってこられて、12団地926台、1戸に1台の駐車スペースができています。まだ残りの方がかなり多いと思います。可能なところから逐次整備していくというお答えでした。

そこで、お尋ねするんですが、これは以前から、入居者の市民の方から要望が強かったんですが、例えば新前町の市営住宅、ここも今1戸に1台になっていなくて、1軒に数台とめている人なんかもいて時々トラブルになると。何とか早く整備してほしいという声がありました。ここで、この団地について、比較的新しい団地ですけども、整備できない状況というのは、原因というのはどこにあるんでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの質問で、新前町の団地についての各戸1台の確保という形で、現在あそこの新前町団地につきましては面積的にちょっと不足しております。新前町団地を整備するには、合併浄化槽があるわけですが、浄化槽の上を利用すれば各戸1台を確保できるというふうに考えております。

そこで、下水道を新前町団地の横に管をはわせていっておるわけですが、これの告示を打とうと予定しておるのが20年の3月、19年度事業でやって告示を打とうとしています。それから新前町団地の下水道の直結工事をした後に、その浄化槽の上を駐車場にしていこうという予定を立てておりますので、今の駐車場の整備につきましては、平成18年度が丸山団地ということと、次に新橋町の団地について今予定しております。その後、今の下水道の告示を打って下水道の直結工事が進めば、その浄化槽の上に駐車場設置できるという形で、新前町を新橋の次に予定いたしております。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 12番。

12番（木村 一彦君） 今、公共下水の供用開始を平成20年3月までに告示を打つということで、それ以降工事に取りかかる。公共下水への直結工事をやって、今ある合併浄化槽の施設をのけて、そこへ1戸1台のスペースをつくるということでございましたので、実際にそれが実現するのが早くて20年度に入ってからだと思いますが、これも3年以上前から要望が出ておりました。ぜひ、これを早くやっていただくようあえて要望しまして、私の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 以上で、12番議員の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 次は、20番、松村議員。

〔20番 松村 学君 登壇〕

20番（松村 学君） 明政会の松村でございます。

木村議員とかなり内容がかぶってしまいました。執行部におかれましては、さらなる突っ込んだ御回答をよろしくお願いいたします。市当局におかれましては、防府市民にさらなる元気を与えるような夢と希望にあふれる御回答をよろしくお願いいたします。

それでは、ルルサス防府と中心市街地の活性化について質問させていただきます。

本市の中心市街地活性化の目玉である防府駅てんじんぐち第1種市街地再開発事業は、本年の6月23日に竣工を迎え、アスピラート東側にルルサス防府を誕生させました。その誕生によって駅前の景観は大きくさま変わりし、以前の駅北と比べようもないくらいすばらしいものになりました。特に夜のライトアップは幻想的で、防府市民の心を和ませてくれるのではないかと期待しつつ、この光だけは消してはならないと強く思うところであります。

このルルサス防府に係る事業費は85億5,000万円に上り、うち市の負担額は、公社用地取得費20億円、保留床取得費6億1,000万円、市街地再開発事業に係る市の補助金として4億1,000万円など、合計34億4,000万円の市費が投じられています。

このルルサスに設置される公共公益施設として、地域協働支援センターや市民からの利用度が高い図書館が入っていくことになっており、まさに官と民が持てる力をすべて出した中心市街地の心臓部になるべき施設であると思います。

私たちの思いは、このルルサスが何とでもうまく軌道に乗って、中心市街地の起爆剤になってもらうことですが、最近の全国的な駅前再開発の事情や市内の情勢を見ますと、まだまだ課題が山積していると言えます。というのも、報道等においても再開発

の失敗事例が目につくようになり、最近においては北九州市小倉の駅前開発の目玉であり、若者にも人気が集まっていたラフォーレ原宿小倉が来年の1月下旬に撤退を表明したことについても、駅前再開発のイメージダウンを進め、これからのテナント出店者への影響が懸念されると思います。また、市内においても旧カネボウ跡地に、延べ床面積4万平米、駐車場台数3,000台規模のロック開発の出店計画や、大型商業施設が郊外へ進出することにより、テナント出店者が分散化の傾向にあり、現在において8月30日にルルサスがオープンしたにもかかわらず、いまだに多数のテナントが入っていないという難問を抱えています。

また、中心市街地においては、前回の御答弁にもありましたが、中心市街地活性化法の改正により、準工地域を特別用途地区に網かけしなければ基本計画の認定が受けられず、その網かけに対しては市としても慎重に判断しなければならない、難しいということでした。その間、従前に受けた戦略的中心市街地活性化補助金等の手厚い補助制度が使えなくなってしまったわけで、関係者も頭を悩ませていると聞いています。

今までの一連のことを踏まえて質問しますが、1点目として、8月30日のルルサスがオープンを終え、10数店舗のテナントがまだ未定となっていることについて、11月1日には図書館も全面移転してグランドオープンを行う予定になっています。テナント誘致業務については、周防夢座が単独業務で行っていかねばならないのは承知していますが、市としても図書館や地域協働支援センターを設置していく以上、テナント誘致に関してグランドオープンまでには全店営業となるように、てこ入れを考えなければならないのではないのでしょうか。

またその際に市民の声を聞きますと、まだこれといったものがないという声を来館者の方からよくお聞きしますが、キーになるテナントを二、三店舗ぐらいは誘導してルルサスの存在感を内外に示していただきたい、そうしなければルルサスが起爆剤として機能しないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、2点目は駐車料金についてお伺いします。

ルルサスの駐車料金は、1時間は無料とし、40分ごとに100円に設定されていますが、市民からもかなり、よしとしない声を聞いています。グランドオープン、図書館開館前にもう一度検討すべきでないのか。またルルサス完成までに、共通駐車券による中心市街地の駐車場の共通利用、2年前から検討されていたと思いますが、今後調整されないのか、お尋ねいたします。

3点目として、アスピラートとルルサスの一体利用についてお尋ねいたします。

皆さんも御存じのとおり、アスピラートとルルサスの2階は連絡橋でつながっています。



この連絡橋の存在によって、お互いの一体利用と相乗効果といったものが期待できます。これから周防夢座、文化振興財団でさまざまなイベントが企画されると思いますが、この中に市も参加して、一体利用を進めるための検討会を設け、三者の力を結集し駅北のにぎわいの創出に努めていただくとともに、年に1回市を挙げて（仮称）ルルサスフェスティバルを開催してはと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、今後の中心市街地の活性化に向けた市の取り組みについてお伺いいたします。

ルルサス完成後のコンセプトとして、中心市街地のポンプ機能としてルルサスを位置づけ、ルルサス、天神ピア、天満宮までの動線のにぎわいを創出していくという構想を描いていましたが、ルルサスを起点に今後どのように中心市街地の活性化へ導いていくのか、まちづくり防府の動き、TMOの今後のあり方はどう変わっていくのかお尋ねいたします。

以上4点ほど、壇上より質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） 20番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） ルルサス防府と中心市街地の活性化についての御質問にお答えいたします。

まず、テナント誘致に係る市のでこ入れについてでございますが、商業施設の出店状況が厳しい現状にあることは認識しております。これまで周防夢座のテナント誘致への支援といたしましては、TMOまちづくり防府が中小企業基盤整備機構による中心市街地商業活性化アドバイザーを派遣し、支援を行っております。市といたしましても、テナントミックス事業に対し国・県とともにできる限りの支援を行ってまいりましたし、地域協働支援センターの設置や図書館の全面移転など、にぎわいの創出に向け、最大限の努力を払ってきたところでございます。11月の図書館のオープンにより、さらなるにぎわいが期待され、テナント誘致にも拍車がかかるものと期待しております。

2点目のルルサス駐車場の料金についての御質問にお答えいたします。

ルルサス防府に併設された「てんじんぐちパーキング・ルルサス」は、防府市や中小企業基盤整備機構の出資により設立された防府地域振興株式会社が独立採算により運営しますので、まず地域振興の経営が成り立つことが求められます。このことを踏まえ、駐車料金の設定に際しましては、駐車場コンサルタントの助言や周防夢座等商業者の要求等もお聞きしながら地域振興の採算性を念頭に経営シュミレーションした結果、現在の料金体系になったものでございます。この経緯については、中心市街地活性化対策調査特別委員会にて御報告いたしておるとおりでございます。

図書館開館前にもう一度検討すべきではないかという御質問でございますが、現在設定

しています駐車料金は、来街者の負担をできるだけ少なくするという観点から、採算性を確保できる最低の線で提供しておりますので、これ以上緩和するということになれば、それにより生じる収入不足をだれが負担するのかという問題になります。商業者との協議では、1年後には営業実績を踏まえ、これはよい場合でも悪い場合でもでございますが、見直しを行うことになっておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、駐車場の共通利用についてでございますが、中心商店街を一つの商業集積としてとらえ、活性化していくためにも、駐車場の共通利用は重要な課題と考えております。このため、商店街代表者やコンサルタントを交え検討を重ねてまいりましたが、駐車場の機械設備、料金設定等に差異があるなど課題が多く、意思統一に時間がかかっておりますが、本市の現状に最も適した共通利用の方策について引き続き協議検討し、調整してまいりたいと存じます。

3点目のアスピラートとルルサスの一体的な利用についてでございますが、御指摘のとおり、2階部分の連結により一体利用と相乗効果が実現するものと考えておりまして、各施設でのイベント情報の交換など関係者間の連携を図りながら、活性化の起爆剤となるよう努めてまいりたいと存じます。

最後に、ルルサスを起点としてどのように中心市街地を活性化へ導いていくかという御質問でございますが、例えば本年度事業として、11月の図書館のオープンにあわせ、ルルサスに面した栄町商店街の入り口でございます空き店舗を活用し、新たな商業者を育成するチャレンジショップの開店を計画しておりますし、8月末のオープンイベントにも見られますように、既存商店街の若い後継者を中心とした実行委員会が多様なイベントを開催するなど、ルルサスから天満宮への回遊性を図るためのさまざまな努力をしておるところでございます。

また、TMOの今後のあり方についてでございますが、ことし8月22日に改正中心市街地活性化法が施行され、国の基本方針が9月8日に示されたところでございます。今後の対応については、TMOのあり方も含め、その内容を見きわめながら検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁いたします。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） 先ほど木村議員の答弁の中でちょっと気になったことがあるので、これもつけ加えながら再質問させていただきます。

市長が先ほど御答弁ありました、核は商業施設でないというようなフレーズが先ほど入ってございましたが、私はこれは全く違うと思います。つくられる当初から、やはり市民の

方々はどこにまず目線がいったか、それは紛れもなく商業施設であると私は思います。いつも市長自身も聞かれたと思いますし、ここにおられる方もさまざまな市民の方からお問い合わせがあったと思いますが、どういう施設が入ってくるのか、どういったテナントが入ってくるのか、そういうような情報がかなり錯綜もしながら今日まで来たと思います。

先ほども言われましたように、商業施設のやはりにぎわいを図書館を入れることによって相乗効果をねらっていく施設、それがルルサスであると。そして、それが起爆剤になっていくと。そういうような、当初の考え方で進んでいたと私は思うんですが。ちょっと余談になりましたけど、そういう考え方をもう一回、執行部の方でまた練り直していただきたいと思います。

ちょっと1点確認しますが、当初、生鮮、雑貨、ファッション、飲食の4分野に係るテナントミックスを今考えられて、商品レベルについてもサティ等と比べてやや高級レベルというようなものを基本的なベースに考えられたんですけれども、現在の中身としては各4つの分野に対してどの程度の店舗が入っているのか、そして今、当局としての御感想をお聞かせください。お願いします。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 現在テナントで入っておりますお店と、そのお店がいわゆるグレードが高いのか低いのかという、率直に言えばそういうことだろうと思います。それを今、この席で私が評価する立場にはありませんが、当初の計画、構想の中では、今サティのお話も出ました。サティよりは少しはグレードの高いお店の配置をとということは、確かに中心市街地の特別委員会の席でも、今、夢座はそういうような構想をお持ちでありますよというお話はしてきましたですけれども、現在そういったことで、当初言いましたように店のグレードが高いとか低いとかの評価はする立場ではございませんけれども、店の配置については今、夢座の方では懸命に取り組んでいらっしゃる、そういうことでございます。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） グレードが高いとか、そういうのを聞いとるんじゃなくて、生鮮とか雑貨とかファッションとか飲食とか、こういう4分野で計画されておりましたよね。それに今、係る店舗というのは各4分野、どういうようなはまりぐあいをしているのか、店舗の数として。それをちょっとお聞きしておるんですが。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、店舗の配置も一定程度、流動的な部分もありますので、どのゾーンに当初計画していた生鮮食料品が入る、あるいは別のゾーンにはいわゆる

るレストラン云々が入るといふ、これも当初の構想、計画どおりには配置が現在なっていないという状況ぐらいしか申し上げられません。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） それでは、ちょっと先ほどの木村議員ともかぶるんですが、34億円という近年にない巨額の市費を支出している以上、投資効果という点で市としてどのように考えておられるのか。ルルサスへ向けた市民理解をやはり得るには、市長も新聞等でもコメントされていますけれども、ルルサスは活性化のための起爆剤と言えるものにやはりならなければならないと思いますし、市の計画の一貫性にも欠けてくるのではないかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか、お願いします。

副議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 投資効果という御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、34億4,000万円つぎ込んでおります。

いずれにしましても、効果が出てきますのは、ある程度事業展開された後になってどういうふうにも評価するかというふうにも思っていますんで、今、テナントの状況がかなり厳しいというふうなことを聞いています。これは、先ほどの質問でありましたけれども、私は再開発組合の防府市の代表として、一組合員として出ていますんで、そのときいろいろと組合長さんとも話をするんですけれども、そのときの感覚から言いますと、要するにテナントは引き合いはずっと昔からあるんです。3月末現在ではおおむね埋まりそうなよという話だったんです。それがいろいろ交渉されて、これは私の想像ですけども、いろいろとお互いに利害関係を持って交渉しますんで、やはり一番いい条件で入りたいというふうなのがあるんだろうと思うんです。それからだんだんセレクトされてきて、最終的に今の状況になっておられるのかなと。しかし、今でも引き合いはあるようでございますので、引き合いがないということになれば大変問題でしょうけれども、その辺のことは触れられておりませんので、その辺は私は引き合いはいまだにあるというふうな認識でおります。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） やはり、先ほども話が出ましたが、本当に34億円という巨額な市費が入っているわけです。本来、国とか、適化法等で規制をされておるんですが、市においては全くそういうものはないわけです。だから、やはりそういう責任というものは僕はあるとは思っていますよ。そういう責任というものについてもう一度だけちょっと市の当局の御見解をお願いします。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 議員さん今御質問の責任の問題ですけれども、いわゆる図書館施設も何もかも含めたビル全体の責任をおっしゃっているのでしょうか。それとも、私が預かるところの商業サイドの責任性を御質問なさっているのでしょうか、ちょっとその辺を整理して御質問をお願いしたいと思います。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） 全体として考えて、当然すべてが入ってくると思いますが、ルルサスというのは三者三様そろってルルサスじゃないですか。

副議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 先ほども申しましたけれども、やはり責任というものは、ある程度事業展開されてきて、最終的に評価を出した段階で、これは要するに当初計画のとおりいってないよと、だからこれは市が要するに事業主体者としてどういうふうに責任をとるのかなと、そういうふうな流れになってくるのかなと私は感じておるんでございます。

要するに、グランドオープンが11月1日に向けて一生懸命やっつけいらっしゃいます。その関係から、それから全部入ったとします。それから約1年程度でおおむねその辺の評価が出てきて、それに対する責任というふうになるのかなというふうに私は整理しております。

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 全体としての責任という御質問でございましたが、これは特別委員会あるいは議会である御説明申し上げておりますけれども、行政としましては、例えば地域協働支援センターを建てる、あるいは20万人の来館者がある図書館を建てる、そういったいわゆる公共施設を持って行って、その起爆剤として寄与していただきたいということを常々申し上げまして、いわゆる市としてのそういうハード面の責任はきちっと果たしまして、6月のオープン、あるいは11月の図書館のオープンに向けて行政としての分野についてはそういった責任を果たしてまいりました。

それから、商業の方につきましては、壇上で申し上げましたように、いわゆるTMOあるいは側面的な支援、あるいは中小企業基盤整備機構から中心市街地商業活性化アドバイザーを常駐させて、そういう支援をいただきながら、商業活動の誘致について、誘致活動をどんどん御指導いただくスタッフまでも派遣してやっているとか、あるいは、それよりさらに有利にするためにテナントミックス事業等々も国・県に要望してやっているとか、そういったことで、いわゆる事業主体である商業者、再開発での構成団体である地元商業

者に対しては、側面的な全面的な協力をしてきたというふうに思っております。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） いまいち私の求めている答弁と違うんですが、無理もございませんが、先ほど市長、言われてましたよね。今津議員の一般質問、防府市の再生計画について、先人の努力によって今の防府市、工業地域ができてきたと。誘致活動を先人の人たちが、市長をはじめ執行部の皆様方が努力をして、また議会、そして民間、そういうものがすべてあらゆるものが努力をして今の防府市ができた。このルルサスについても同じではないかと私は思います。ぜひ、そういう意味でてこ入れを行っていただきたいなと思います。

先ほどもありましたけれども、グランドオープンも、8月30日だったんですけども、結局図書館の11月1日に見送ったと。さらに二、三店舗ほど出店していた、またはほぼ間近にもあったにもかかわらず抜けたという話も少しお聞きしました。それをぜひ、行政的ネットワークを優位に生かした誘致活動、またデベロッパーとかテナント誘致を専門とする商社等もあるというふうに聞いております。そういうふうなネットワークを市としても広げていただいて相談や話をしていくことは、市としても十分私は可能じゃないかなと思っております。

ぜひ、11月1日のグランドオープンまでには全店開店となるように、また多くの市民、市外の人からもルルサスに行ってみようと思えるような施設に、市としてももう一頑張りしていただきたいとして、この項については強く要望いたします。

それでは、2点目に入ります。駐車料金についてでございます。

先ほどるる御説明ございました。コンサル等も入れて検討されたということでございますが、私としてはこういう考え方というのはできないのかなと思ったんですが、逆にロックの場合は、今3,000台という無料の駐車場があります。無限の駐車場があります。そして、商品力の豊富な施設がこれから出てくるわけです。片や今、防府市は、まだ10数店舗ぐらい入っていない、そしてまた駐車料金という足かせがあるわけです。そうしたときに、消費者である市民がどっちに足が向いていくかというのは大体わかるんじゃないかなと思いますが、逆に、私としては料金体系を全体的に、例えば1時間無料で駐車券を1時間また上乘せするとか、そういうふうな料金緩和をしながら門戸を開いた方が、逆に利用者も大きく影響して駐車場収入も逆に上がっていくような考え方というのはできないのかなと思うんです。言うならば楽市楽座みたいな発想なんですけど、そういうふうなお話し合いというのはなかったんでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 駐車料金を設定するときに、いろいろな話し合いをしてこの駐車場の料金を決めたとということです。その件については、先ほど言いましたように中心市街地特別委員会の方でも報告しておるとおりでございますけれども、要は、商業にお客さんが来て利益が上がったら駐車料を安くしますよということと言われるんだらうと思うんです。だから、そういうことを今さっきから言ってるんです。要は、今、一月1台当たり8,000円をいただいて1時間無料にしているんです。だから、これが収益が上がって、それが要するに負担金を例えば1万 倍出しますよという話になれば2時間無料になるんです。だから、そういう話を1年たった後に実績を見てやろうということになっています。サティさんでも今2時間無料になっていますけれども、商業者の方がその分負担していらっしゃるということですので、この考え方というのは変わらないんだらうというふうに私は考えております。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） ちょっと答弁が余りよく聞こえなかったんですけども、僕は初めが肝心なんじゃないかなと思うんですよ。だから、そのスタートというのはやはり余裕を持たせて進んで行ってほしいなと。採算ばかりやってもろうたんではどうなのかなと思ったんで、ちょっと今の質問をしたんですけども、これについてはもういいです。

あと1点は、共通駐車利用の考え方についてですけども、もともとルルサスの駐車場229台中、定期利用駐車場57台分というスペースは附置義務の最低限の容量でございます。現在はアスピラートの駐車場スペースとして旧ホテル用地を今、確保していますけれども、この用地は現在、財産処分の計画が出されております。ということは、近い将来その負荷が図書館も含めて周辺の駐車場にかかってくるのが考えられます。当然、ルルサス単体の駐車場ではきついと思います。

市の考え方は、周辺駐車場を活用して回遊性を高めるという今までの考え方でしたけれども、早く共通利用の考え方を統一させないと不便になってくるのではないかと。また、そういう料金格差の問題、いろいろな駐車場がございますからあると思います。そうしますと、2時間無料のサティの方ばかり人が偏って、回遊性も偏ってくるんじゃないかなと、そういうふうな想像をしてしまうんですが、市の御見解の方はどうでございますでしょうか。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 周辺の駐車場の共通利用の件、これも協議に長い期間がかかっているのも事実でございます。先ほど市長がちょっと御答弁申し上げましたように、なかなかクリアすべき問題が大き過ぎる点もありますけれども、今、議員おっしゃったように、西側の今いわゆる仮の駐車場がなくなるケースも想定されますので、共通利用

についてはなるべく早く結論を出していきたい、それに向けてまた努力をしていきたいというふうに考えております。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） 難しいと思いますけれども、本当にぜひ、一体的な駐車場利用というのは防府市として、今の事情では考えざるを得ない状況であると思います。そして、だからといって一朝一夕にいかない。当局も本当に大変だろうと思いますが、汗をかかれまして、ぜひ実現させていただきたいと思います。

それでは、駐車料金についてはこれで終わります。

3番目の方は、今から一体利用、アスピラートとルルサス、協議を重ねていかれるということでございます。そういうように、また全体的なTMOとの絡み、そういった話し合いの中で中心市街地全体がお祭りになるようなものがあったとしても……。そういうふうな、一体的に、もう中心市街地全部がにぎやかであるというようなのが年に1回ぐらいあってもいいんじゃないかなと。それでルルサスフェスティバルみたいなものをまた市が考えられて、全体を取り込んでイベントを打つというのがあってもおもしろいんじゃないかなと。しかもルルサスの誕生した日に合わせてやるとか、そういうのもいいんじゃないかなと思ったので、ちょっと追加しましたが、ぜひ一体的なアスピラートとルルサスの利用、この方をよろしく願いいたします。

4点目の方へ移らせていただきます。

今までの防府版TMOでは、イベントや空き店舗対策、新規商業者の育成などを中心としたソフト事業を中心に、にぎわいの創出と既存商店街の立て直しを行ってきました。徐々にですが、確かに空き店舗の状況、新規の出店者の増、天神ピア等での多数のイベントを組むことで効果が出てきていると思います。ただ、ハードに関してですが、いまいち進んでいないようにお見受けいたします。特にTMO立ち上がり当初から、天神ピアから天満宮までの動線においては、表参道では店舗、壁の外装の統一化、銀座においてはアーケードの改修事業等が計画されていましたが、今、順調にこれらの話が詰まっていつているのか。

それと、以前空き店舗対策事業というのが、市で2分の1家賃補助で2年間ほど支給するという事業がありました。しかし、これ実は17年度で廃止されまして、ちょっと残念だなと。といいますのは、平成13年度に空き店舗が21.21%に対して、16年度15.11%まで空き店舗率が減少しております。こういった本当に効果のある事業を、できればルルサスから天満宮までの動線のにぎわいをもう一度強化をしていくという意味でまた復活させていただきたいなど、こういうふうに思うんですが、いかがでございませ



うか。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の空き店舗対策でございます。今、議員おっしゃったように、この事業は今断ち切れております。しかしながら、一定の成果を上げたというふうには自負もしておりますし、また、これは派手な事業ではございません。極めて地味な事業ではございますけれども、それを着実に積み上げていくことが既存の商店街の、また振興活性化につながるというふうに思っておりますので、来年度に向けてぜひとも前向きに検討したいと、そういうふうに考えております。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） もう一つの質問をちょっとお願いしたいんですが、要は表参道の今の外壁の統一化と銀座のアーケードの改修事業について。

副議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） アーケード等の大きなハード事業でございますけれども、地元の商店街の方でもいろいろまだ資金繰り等も含めて検討がなされております。その辺の地元商店街の方の心意気と資金等々がきちとなれば、TMOでも計画している事業でございますので、一步前に進めたらというふうに考えております。

副議長（行重 延昭君） 20番。

20番（松村 学君） わかりました。

ぜひ、今先ほども述べさせていただきましたが、中活法の改正で手厚い補助制度というのがなくなるというか受けられないと。少子化等のどちらかというところと2分の1ぐらいの補助率のやつで対応していかなければと。ということは、地元で残りを負担していくというのは非常に難しくなってくると思います。県の補助とか市の補助とかもやはり考えていかないと、こういったものは実現していかないと思うので、ぜひその辺のところも前向きにこれから考えていただいて、ぜひ今の軸が、事業がうまくいってにぎわいができてくれることを本当に切に望みます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（行重 延昭君） 以上で、20番議員の質問を終わります。

副議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会す

ることに決しました。お疲れでございました。

午後 3時16分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年9月12日

防府市議会 議長 久保玄爾

防府市議会副議長 行重延昭

防府市議会 議員 高砂朋子

防府市議会 議員 斉藤旭